

# 第99回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2023年6月28日（水曜日）  
午前10時

**開催場所** ATCホール  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

**決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役13名選任の件  
第3号議案から第28号議案まで  
株主からのご提案

## 議決権行使期限

2023年6月27日（火曜日）午後5時30分

### [お知らせ]

- 開催日時・場所の変更、その他運営に大きな変更が生じた場合は、適宜当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。
- 会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、従前書面でお送りしていた株主総会資料はインターネット上の当社ウェブサイト等に提供いたしております。本年株主総会においては、全ての株主さまに対して、法令上送付が必要となる簡易な招集ご通知に、議案の内容等を記載した株主総会参考書類を添付しお送りしております。

事業報告および計算書類等を含む株主総会資料  
ならびに当社グループの取組みに関する報告動画は  
こちらからご覧ください。

<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>



## ■ 経営理念 Purpose & Values

---

### ■ 存在意義 Purpose

---

**「あたりまえ」を守り、創る**  
**Serving and Shaping the Vital Platform for a Sustainable Society**

---

### ■ 大切にする価値観 Values

---

**公正 × 誠実 × 共感 × 挑戦**  
**Fairness × Integrity × Inclusion × Innovation**

私たちは、安全を守り抜くことを前提に、「公正」「誠実」「共感」「挑戦」を大切に行動します

With dedication to safety and security, we will act upon the values of Fairness, Integrity, Inclusion and Innovation

---

## 株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

当社第99回定時株主総会招集ご通知をご高覧願うに当たり、ご挨拶を申し上げます。

はじめに、当社は、金品受取り問題等以降、外部の客観的視点を取り入れた新たな経営管理体制のもと、ガバナンス改革をはじめとする様々な取組みを進めてまいりました。こうした中、コンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでおり、株主のみなさまに多大なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

二度とこのような事態が起こることのないよう、コンプライアンスを徹底する組織風土への改革を断行するとともに、再発防止にグループ一丸となって力を尽くしてまいります所存です。

また、昨年来、ウクライナ情勢を受けた資源価格の高騰や資源確保の不確実性の高まりなど、エネルギー市場は不透明な状況が続いています。当社グループの事業にも大きな影響を及ぼしており、2022年度は8年ぶりに連結決算で経常損失を計上するなど、非常に厳しい収支となりました。

これら難局を乗り越えるためにも、当社は引き続き、「Kanden Transformation」の実現に向け、粘り強い挑戦を続けてまいります。経営の最重要課題として、コンプライアンスの徹底に努めながら、中期経営計画に掲げた3つの大きな柱である、「ゼロカーボンへの挑戦 (EX)」、「サービス・プロバイダーへの転換 (VX)」、「強靱な企業体質への改革 (BX)」を着実に推し進めていく所存です。

お客さまや社会のみなさまから信頼され、必要とされるグループとして、必ずや再生を成し遂げられるよう、グループの総力を結集してまいりますので、株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜わりますよう、お願い申し上げます。



取締役会長

高橋 定久



取締役代表執行役社長

森 望

証券コード 9503  
2023年6月9日

株 主 各 位

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関 西 電 力 株 式 会 社

取締役代表執行役社長 森 望

## 第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトおよび下記「株主総会資料 掲載ウェブサイト」に「第99回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9503/teiji/>



議決権の行使につきましては、6頁から8頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
A T Cホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容  
ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項****〈会社提案(第1号議案および第2号議案)〉**

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件

**〈株主(30名)からのご提案(第3号議案から第8号議案まで)〉**

- 第3号議案 定款一部変更の件(1)
- 第4号議案 定款一部変更の件(2)
- 第5号議案 定款一部変更の件(3)
- 第6号議案 定款一部変更の件(4)
- 第7号議案 定款一部変更の件(5)
- 第8号議案 定款一部変更の件(6)

**〈株主(98名)からのご提案(第9号議案から第16号議案まで)〉**

- 第9号議案 取締役解任の件(1)
- 第10号議案 取締役解任の件(2)
- 第11号議案 定款一部変更の件(1)
- 第12号議案 定款一部変更の件(2)
- 第13号議案 定款一部変更の件(3)
- 第14号議案 定款一部変更の件(4)
- 第15号議案 定款一部変更の件(5)
- 第16号議案 定款一部変更の件(6)

**〈株主(2名)からのご提案(第17号議案から第20号議案まで)〉**

- 第17号議案 定款一部変更の件(1)
- 第18号議案 定款一部変更の件(2)
- 第19号議案 定款一部変更の件(3)
- 第20号議案 定款一部変更の件(4)

〈株主(1名)からのご提案(第21号議案から第25号議案まで)〉

- 第21号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第22号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第23号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第24号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第25号議案 定款一部変更の件 (5)

〈株主(1名)からのご提案(第26号議案から第28号議案まで)〉

- 第26号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第27号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第28号議案 定款一部変更の件 (3)

〔上記の会社提案(第1号議案および第2号議案)および株主からのご提案(第3号議案から第28号議案まで)にかかる議案の内容等は10頁から49頁に記載のとおりであります。〕

以 上

- 
- ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
    - ① 事業報告の「財産および損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所等」、「使用人の状況」、「主要な借入先」および「会計監査人の状況」
    - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
    - ③ 計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
    - ④ 監査報告書の「会計監査人の監査報告書」
  - ・上記の事項につきましては、監査委員会および会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査をした対象書類の一部であります。
  - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト等にその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

## 議決権の行使についてのご案内

### インターネット



インターネットにより議決権を行使される場合は、8頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

#### 行使期限

2023年6月27日（火曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

### ご郵送

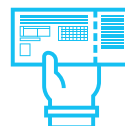


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主からのご提案については否の表示があったものとして取り扱います。

#### 行使期限

2023年6月27日（火曜日）  
午後5時30分到着分まで

### ご出席



株主総会にご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

#### 株主総会開催日時

2023年6月28日（水曜日）  
午前10時

## 議決権行使書用紙ご記入方法のご案内

関西電力株式会社 御中 議 決 権 行 使 書 2023年6月 日

私は、2023年6月28日開催の関西電力株式会社第99回定時株主総会（継続会または延会を含む。）の各議案につき、下記（賛否を○印で表示）のとおりに議決権を行使します。

会社提案		第2号議案		株主からのご提案																								
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案	第13号議案	第14号議案	第15号議案	第16号議案	第17号議案	第18号議案	第19号議案	第20号議案	第21号議案	第22号議案	第23号議案	第24号議案	第25号議案	第26号議案	第27号議案	第28号議案	
賛	賛	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否

（注意）株主からのご提案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対しております。第3号議案以下につき、当社取締役会意見に賛成の場合は「○」に、株主からのご提案に賛成の場合は「賛」に○印をご記入ください。

関西電力株式会社

#### 会社提案

第1号議案および第2号議案は、会社提案であります。

#### 株主提案

第3号議案から第28号議案までは、株主からのご提案によるものです。当社取締役会はそのいずれにも反対しております。

次頁へ

### ● 代理人による議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### ● 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使は、他人のために株式を有する株主の方に限らせていただきますが、行使に当たっては、株主総会日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由をご通知いただくことが必要となりますのでご了承ください。

[記入例]

会社提案・取締役会意見に **ご賛同いただける** 場合

会社提案	第1号議案	第2号議案
	賛	賛 (ただし、次の候補者を除く。)
	否	否

(ご注意)

株主からのご提案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対しております。第3号議案以下につき、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に、株主からのご提案に賛成の場合は「賛」に○印をご表示願います。

関西電力株式会社

株主からのご提案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
	賛	賛	賛
	否	否	否
	第16号議案	第17号議案	第18号議案
	賛	賛	賛
	否	否	否

会社提案および当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、記入例にございますように株主からのご提案につきましては、「否」に○印をお願いいたします。

- ▶ 会社提案に賛成の場合は 賛 に ○印をご記入願います。
- ▶ 株主提案に反対の場合は 否 に ○印をご記入願います。

会社提案・取締役会意見に **反対される** 場合  
または、**議案毎にご判断いただく** 場合

会社提案・取締役会意見に反対の場合

会社提案	第1号議案	第2号議案
	賛	賛
	否	否

株主からのご提案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
	賛	賛	賛
	否	否	否
	第16号議案	第17号議案	第18号議案
	賛	賛	賛
	否	否	否

- ▶ 会社提案に反対の場合は 否 に ○印をご記入願います。
- ▶ 株主提案に賛成の場合は 賛 に ○印をご記入願います。

議案毎にご判断いただく場合

会社提案	第1号議案	第2号議案
	賛	賛
	否	否

株主からのご提案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
	賛	賛	賛
	否	否	否
	第16号議案	第17号議案	第18号議案
	賛	賛	賛
	否	否	否

- 議案毎に賛否を検討いただき、▶ 賛成の場合は 賛 に ○印をご記入願います。
- ▶ 反対の場合は 否 に ○印をご記入願います。

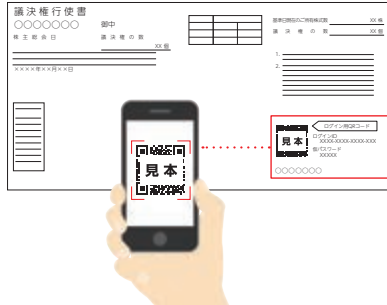


# インターネットによる議決権行使のご案内

## スマートフォンから

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## パソコンから

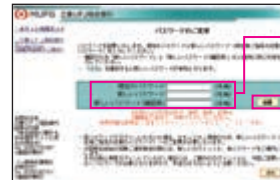
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027

(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

- ・書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる行使を有効なものとして取り扱っていただきます。
- ・インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効なものとして取り扱っていただきます。

(議決権電子行使プラットフォームについて)

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

## インターネットによるライブ配信のご案内

当社の株主総会の模様をご自宅等でもご覧いただけるよう、株主さまに限定し、インターネットを通じてライブ配信いたします。

配信日時	2023年6月28日（水）午前10時から株主総会終了時まで （午前9時30分からアクセスが可能となります。）			
視聴方法	<p>(1) パソコン、スマートフォン等で次のURLまたはQRコードを使い、 「第99回定時株主総会【ライブ配信】」にアクセスしてください。</p> <div data-bbox="394 474 1203 518" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><a href="https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html">https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html</a></div> <p>※当社ホームページからアクセスする場合 「ホームページ」→「株主・投資家のみなさまへ」→「株主・株式情報」→「株主総会」</p> <p>(2) IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、IDおよびパスワードをご入力しご視聴ください。</p> <table border="1" data-bbox="394 651 1105 697"><tr><td style="width: 30%;">ID</td><td style="width: 30%;">パスワード</td><td style="width: 40%;">（半角英数字）</td></tr></table> <p>※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。</p>	ID	パスワード	（半角英数字）
ID	パスワード	（半角英数字）		
ご視聴に 当たっての ご注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業報告等、報告事項に係る動画につきましては、準備完了次第、上記の当社ウェブサイト で配信いたします（6月中旬頃の予定）。また、株主総会当日は、開会前の午前9時20分頃 から会場で上映いたします（株主総会では上映いたしません。）。</li><li>● ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。 また、映像や音声に不都合が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ご視聴いただくためのプロバイダへのインターネット接続料金および通信事業者への通信料 金（電話料金）は株主さまのご負担になります。</li><li>● 株主のみなさまのプライバシーに配慮いたしまして、配信映像は、議長席および役員席付近 のみとさせていただきます。</li><li>● 配信される映像をご視聴される株主さまにおかれましては、会社法上、株主総会にご出席さ れていることにはなりませんので、株主総会当日の議決権行使等はできません。あらかじめ 書面またはインターネットにより議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。ま た、必要に応じて、電子提供措置事項をお手元にご用意のうえ、ご視聴ください。</li><li>● 万一何らかの事情により映像配信を行わない場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。</li></ul>			

## ご出席を検討されている株主さまへのご案内

- 会場にご来場の株主さまにおかれましては、マスクの着用はご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。
- アルコール消毒液を会場各所に設置いたしますので、必要に応じて、手指消毒の際にご利用ください。

### 議案および参考事項

#### 〈会社提案(第1号議案および第2号議案)〉

第1号議案および第2号議案は、会社提案であります。

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に分配することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2022年度の業績および2023年度以降の収支状況や、中期経営計画の進捗状況など、経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金25円 総額22,331,849,475円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月29日(木曜日)

## 第2号議案 取締役13名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（13名）の任期が満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、新たに取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者番号	氏名	現在の地位・担当	就任予定の地位・担当
1	<b>再任</b> さかき ばら さだ ゆき <b>社外</b> <b>独立</b> 榊 原 定 征	取締役会長 指名委員会委員長 報酬委員会委員	取締役会長 指名委員会委員長 報酬委員会委員
2	<b>再任</b> おき はら たか むね <b>社外</b> <b>独立</b> 沖 原 隆 宗	取締役 指名委員会委員 監査委員会委員	取締役 指名委員会委員 監査委員会委員
3	<b>再任</b> か が あつ こ <b>社外</b> <b>独立</b> 加 賀 有津子	取締役 報酬委員会委員	取締役 報酬委員会委員
4	<b>再任</b> とも の ひろし <b>社外</b> <b>独立</b> 友 野 宏	取締役 監査委員会委員長	取締役 監査委員会委員長
5	<b>再任</b> たか まつ かず こ <b>社外</b> <b>独立</b> 高 松 和 子	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長
6	<b>再任</b> ない どう ふみ お <b>社外</b> <b>独立</b> 内 藤 文 雄	取締役 監査委員会委員	取締役 監査委員会委員
7	<b>新任</b> ま なべ せい じ <b>社外</b> <b>独立</b> 真 鍋 精 志	—	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員
8	<b>新任</b> た なか もと こ <b>社外</b> <b>独立</b> 田 中 素 子	—	取締役 監査委員会委員
9	<b>再任</b> もり のぞむ <b>社外</b> <b>独立</b> 森 望	取締役 代表執行役社長	取締役 代表執行役社長
10	<b>再任</b> いな だ こう じ <b>社外</b> <b>独立</b> 稲 田 浩 二	取締役 代表執行役副社長	取締役 (他の地位は未定)
11	<b>新任</b> あら き まこと <b>社外</b> <b>独立</b> 荒 木 誠	執行役常務	取締役 (他の地位は未定)
12	<b>再任</b> しま もと やす じ <b>社外</b> <b>独立</b> 島 本 恭 次	取締役 監査委員会委員 (常勤)	取締役 監査委員会委員 (常勤)
13	<b>再任</b> にし ざわ のぶ ひろ <b>社外</b> <b>独立</b> 西 澤 のぶ 浩	取締役 代表執行役副社長	取締役 監査委員会委員 (常勤)

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

候補者番号	スキルの保有状況								
	経営経験	ガバナンス・リスクマネジメント	法務・コンプライアンス	財務・会計	テクノロジー	産業政策	広報戦略	グローバル経験	販売・マーケティング
1	○	○			○	○		○	
2	○	○		○				○	○
3					○	○			○
4	○	○			○			○	
5	○						○	○	
6		○		○					
7	○	○							
8		○	○						
9	○				○	○			
10	○				○	○			
11	○	○			○				○
12	○				○				
13		○		○					

## 各スキルの詳細

当社の経営理念、中期経営計画および重点課題等を踏まえ、当社の経営監督に必要なスキルを選定しております。各スキルの詳細は、以下のとおりであります。

経営経験	会社役員としての経営経験を踏まえた、「ゼロカーボンビジョン2050」等の中長期的な経営戦略、人財・組織運営等の経営全般に対する監督
ガバナンス・ リスクマネジメント	ガバナンスの確立、レジリエントな事業基盤構築、サプライチェーンを含む事業活動全般に係るリスクマネジメントの体制・運用状況に対する監督
法務・ コンプライアンス	事業活動における法務・コンプライアンスの観点からの専門性に基づく監督
財務・会計	正確な財務報告や、財務健全性の維持、企業価値の向上に向けた成長投資の推進、適切な株主還元を実現するための財務戦略や資本政策等に対する監督
テクノロジー	発電事業等における安全最優先かつ効率的な運営、水素等の最新技術動向の把握・利活用、DX・サイバーセキュリティ対策の取組み等に対する監督
産業政策	エネルギー政策の動向等への適切な対応、地方自治体等の地域のみなさまからの信頼獲得、地域活性化に向けた取組みに対する監督
広報戦略	広範なステークホルダーとの双方向コミュニケーションの深化、信頼獲得に向けた取組みに対する監督
グローバル経験	海外投資や海外企業との協働に対する監督
販売・ マーケティング	電力販売にとどまらない新たな価値・サービスの提供等による収益力向上に向けた取組みに対する監督

## 取締役会の役割および構成に関する考え方

取締役会は、多様で幅広いステークホルダーの立場を踏まえたうえで、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上のために、「企業戦略等の大きな方向性を示すこと」、「執行役による適切なりスクテイクを支える環境整備を行うこと」、「独立した客観的な立場から、経営に対する実効性の高い監督を行うこと」が主要な責務と考えております。

これらの責務を果たすため、取締役会の監督機能を強化すべく、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築いたします。

この考えに基づき、取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対処、および監督機能の観点から、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などを含む多様性を踏まえ、必要かつ適正な体制とし、様々な分野の経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する独立社外取締役と、当社事業について豊富な経験と識見を有する社内取締役により構成いたします。

また、適切な意思決定と実効的な監督を行う観点から、取締役会を構成する取締役の員数の過半数を独立社外取締役とし、取締役会議長および指名・報酬・監査委員会の委員長は独立社外取締役といたします。

なお、社外取締役の独立性は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、指名委員会が策定した独立性基準に照らして、判断いたします。

## 取締役候補者の指名を行うに当たっての方針

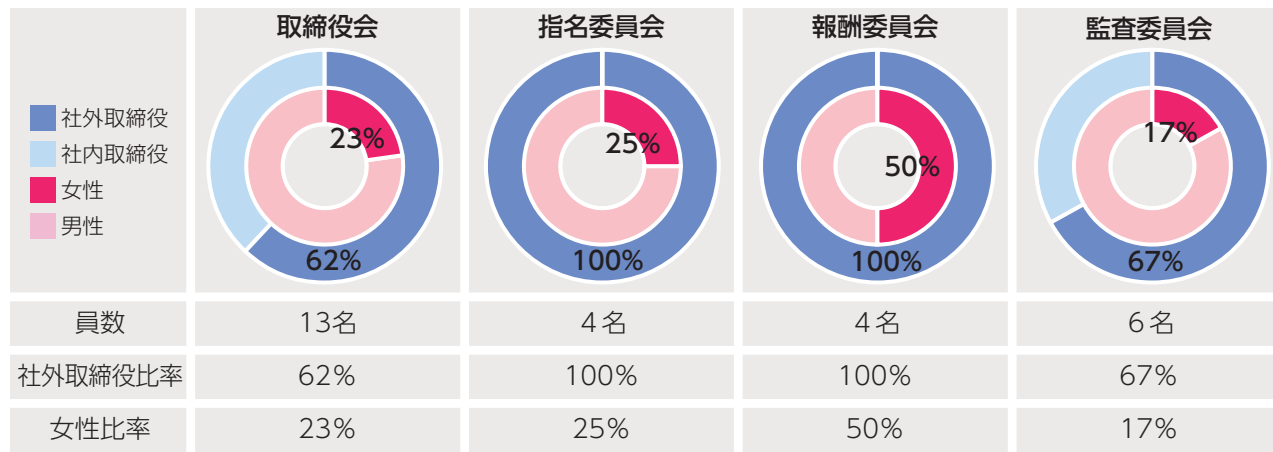
当社取締役には、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、率先して、コンプライアンスを重視し、自らの職務の執行を律することを求めています。

そのうえで、取締役候補者の指名については、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などを含む多様性を踏まえたうえで、適切な意思決定と実効的な監督を行うとの観点から、能力、経験、人格、識見などについて、当社取締役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、指名委員会で審議し、決定いたします。

社外取締役候補者については、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担うため、独立性を有していることも確認いたします。

## 取締役会および委員会の構成

本議案可決後の取締役会および委員会の構成は、次のとおりであります。



指名委員会	榊原定征（委員長）、沖原隆宗、高松和子、真鍋精志
報酬委員会	高松和子（委員長）、榊原定征、加賀有津子、真鍋精志
監査委員会	友野 宏（委員長）、沖原隆宗、内藤文雄、田中素子、島本恭次、西澤伸浩

## 社外取締役の独立性基準

社外取締役が以下1～9のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断いたします。

1	当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2	当社の主要な取引先またはその業務執行者
3	当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4	当社から多額の寄付・会費を受けている者またはその業務執行者
5	当社の監査法人の業務執行者
6	当社の主要株主である者またはその業務執行者、および当社が主要株主である会社の業務執行者
7	当社または当社子会社から役員を受け入れている会社の業務執行者
8	最近において、上記1～7のいずれかに該当していた者
9	次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族 （1）上記1～3までに掲げる者 （2）現在または最近における当社または当社子会社の業務執行者



さかきばら さだゆき

**榊原 定征**

(生年月日) 1943年3月22日

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員長候補者

報酬委員会委員候補者

再任

当社株式の所有数 5,600株  
当社との特別の利害関係 なし**■略歴、地位および担当**

2002年6月 東レ株式会社 代表取締役社長  
 2010年6月 同社 代表取締役会長  
 2014年6月 一般社団法人日本経済団体連合会 会長  
 2014年6月 東レ株式会社 取締役会長  
 2015年6月 同社 相談役最高顧問  
 2017年6月 同社 相談役  
 2018年5月 一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長 (現在に至る)  
 2018年6月 東レ株式会社 特別顧問 (2019年6月 退任)  
 2020年6月 当社 取締役会長 [指名委員会委員長・報酬委員会委員]  
 (現在に至る)

**会議出席率**

- ・取締役会  
100% (14/14回)
- ・指名委員会  
100% (7/7回)
- ・報酬委員会  
100% (2/2回)

**取締役在任年数**

3年 ※本総会最終結時

**■重要な兼職の状況**

- ・一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長
- ・株式会社シマノ 社外取締役
- ・株式会社産業革新投資機構 社外取締役取締役会議長
- ・一般社団法人日本野球機構 会長

**●取締役候補者とした理由**

グローバルに事業を展開する東レ株式会社の要職を歴任し、一般社団法人日本経済団体連合会会長を務めるなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、当社の経営全般に対する適切な監督や有益な助言をいただいております。

特に、独占禁止法違反および新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の不祥事への対応に当たり、取締役会長および取締役会議長として、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、再発防止に向けた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の取組みについて厳正な監督・指導をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性ならびに組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の取組みに対する監督・指導状況を踏まえ、外部の客観的な視点から、引き続き、取締役会のさらなる監督機能強化に向けてリーダーシップを発揮いただく必要があることから、社外取締役候補者とするものであります。

なお、榊原氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※榊原氏の2022年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

おきはら たかむね

**沖原 隆宗**

(生年月日) 1951年7月11日

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

監査委員会委員候補者

再任

当社株式の所有数	なし
当社との特別の利害関係	なし

**■略歴、地位および担当**

2004年 5月 株式会社UFJ銀行 代表取締役頭取  
 2004年 6月 株式会社UFJホールディングス 取締役  
 2005年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ  
 常務執行役員 (2008年4月 退任)  
 2006年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 代表取締役副頭取  
 2008年 4月 同社 代表取締役副会長  
 2010年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ  
 代表取締役会長 (2014年6月 退任)  
 2014年 5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 特別顧問  
 2014年 6月 当社 社外取締役  
 2018年 4月 株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問 (行名変更) (現在に至る)  
 2020年 6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・報酬委員会委員]  
 2022年 6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・監査委員会委員] (現在に至る)

**会議出席率**

- ・取締役会  
100% (14/14回)
- ・指名委員会  
100% (7/7回)
- ・報酬委員会  
100% (1/1回)
- ・監査委員会  
100% (11/11回)

**取締役在任年数**

9年 ※本総会最終時

**■重要な兼職の状況**

- ・株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問
- ・株式会社オービックビジネスコンサルタント 社外取締役
- ・一般社団法人日本ABC協会 会長

**●取締役候補者とした理由**

グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、2014年6月以降、社外取締役として幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただくとともに、2022年6月以降、監査委員会委員としても、企業経営経験者としての視点から監査の方針等について合理的かつ有益な提言を行うなど、委員会の議論の活性化と機能強化に尽力いただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、沖原氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※沖原氏の2022年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

3

か が あ つ こ  
**加賀 有津子**  
(生年月日) 1963年9月21日

社外取締役候補者

独立役員候補者

報酬委員会委員候補者

再任

当社株式の所有数 なし  
当社との特別の利害関係 なし



#### ■略歴、地位および担当

1987年4月 株式会社プラス・ワン 取締役 (1989年3月 退任)  
2002年4月 大阪大学大学院工学研究科 助教授  
2007年4月 同大学院工学研究科 准教授  
2009年4月 同大学院工学研究科 教授 (現在に至る)  
2019年6月 当社 社外監査役  
2020年6月 当社 社外取締役 [報酬委員会委員・監査委員会委員]  
2022年6月 当社 社外取締役 [報酬委員会委員] (現在に至る)

#### ■重要な兼職の状況

・大阪大学大学院工学研究科 教授

#### 会議出席率

- ・取締役会  
93% (13/14回)
- ・報酬委員会  
100% (2/2回)
- ・監査委員会  
100% (4/4回)

#### 取締役在任年数

3年 (他に監査役1年)  
※本総会終結時

#### ●取締役候補者とした理由

民間企業における経験を経て、現在は大阪大学大学院教授として活躍しており、2019年6月以降は社外監査役として、また、2020年6月以降は社外取締役として、学識経験者の幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、加賀氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※加賀氏の2022年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の子な活動状況」に記載しております。

候補者番号

4

とも の ひろし  
**友野 宏**

(生年月日) 1945年7月13日

社外取締役候補者

再任

独立役員候補者

監査委員会委員長候補者

当社株式の所有数  
当社との特別の利害関係

なし  
なし



#### ■略歴、地位および担当

2005年6月 住友金属工業株式会社 代表取締役社長  
2012年10月 新日鐵住金株式会社 代表取締役社長兼COO  
2014年4月 同社 代表取締役副会長  
2015年4月 同社 取締役相談役  
2015年6月 同社 相談役  
2019年4月 日本製鉄株式会社 相談役 (社名変更)  
2020年6月 同社 社友 (現在に至る)  
2020年6月 当社 社外取締役 [監査委員会委員長] (現在に至る)

#### 会議出席率

・取締役会  
100% (14/14回)  
・監査委員会  
100% (15/15回)

#### 取締役在任年数

3年 ※本総会終結時

#### ■重要な兼職の状況

- ・住友化学株式会社 社外取締役
- ・日本原燃株式会社 社外取締役

#### ●取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する住友金属工業株式会社および新日鐵住金株式会社 (現・日本製鉄株式会社) の要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、友野氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※友野氏の2022年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

5

たかまつ かず こ

高松 和子

(生年月日) 1951年8月27日

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員長候補者

再任

当社株式の所有数 なし  
当社との特別の利害関係 なし



### ■略歴、地位および担当

2003年4月 ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社  
代表取締役  
2008年10月 ソニー株式会社 VP 環境推進センター長 (2012年3月 退職)  
2013年4月 公益財団法人21世紀職業財団 業務執行理事兼事務局長  
2020年4月 同財団 業務執行理事 (2020年6月 退任)  
2020年6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員]  
2022年6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・報酬委員会委員長]  
(現在に至る)

### 会議出席率

- ・取締役会  
100% (14/14回)
- ・指名委員会  
100% (7/7回)
- ・報酬委員会  
100% (1/1回)

### 取締役在任年数

3年 ※本総会最終時

### ●取締役候補者とした理由

公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、ダイバーシティに関して識見豊富であることに加え、グローバルに事業を展開するソニー株式会社 (現・ソニーグループ株式会社) の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、経営者としての経験もあり、2020年6月以降、社外取締役として、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※高松氏の2022年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の子な活動状況」に記載しております。

候補者番号

6

ないとう ふみ お

内藤 文雄

(生年月日) 1956年11月11日

社外取締役候補者

再任

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数  
当社との特別の利害関係

なし  
なし



#### ■略歴、地位および担当

1990年4月 神戸大学経営学部 助教授  
1997年4月 同大学経営学部 教授  
1999年4月 同大学大学院経営学研究科 教授  
2006年4月 同大学 名誉教授（現在に至る）  
2006年4月 甲南大学経営学部 教授（現在に至る）  
2020年6月 当社 社外取締役【監査委員会委員】（現在に至る）

#### 会議出席率

・取締役会  
100% (14/14回)  
・監査委員会  
100% (15/15回)

#### 取締役在任年数

3年 ※本総会最終時

#### ■重要な兼職の状況

・神戸大学 名誉教授  
・甲南大学経営学部 教授

#### ●取締役候補者とした理由

財務会計、監査業務およびコーポレート・ガバナンス等の分野における学識経験者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、財務会計をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

内藤氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、内藤氏が現在または過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※内藤氏の2022年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

7

ま な べ せい じ  
**真鍋 精志**

(生年月日) 1953年10月21日

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員候補者

新任

当社株式の所有数  
当社との特別の利害関係

なし  
なし



#### ■略歴、地位および担当

2012年 5月 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員  
2016年 6月 同社 取締役会長  
2021年 6月 同社 相談役（現在に至る）

#### ■重要な兼職の状況

- ・西日本旅客鉄道株式会社 相談役
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

#### ●取締役候補者とした理由

鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開している西日本旅客鉄道株式会社において要職を歴任し、社会インフラを担う企業の経営者として経験豊富であり、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

なお、真鍋氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。



候補者番号

8

た な か も と こ

田中 素子

(生年月日) 1958年4月22日

社外取締役候補者

新任

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数  
当社との特別の利害関係

なし  
なし



#### ■略歴、地位および担当

2019年7月 神戸地方検察庁 検事正 (2020年9月 退官)  
2020年11月 弁護士登録 (現在に至る)

#### ■重要な兼職の状況

- ・片山・平泉法律事務所 客員弁護士
- ・株式会社京都銀行 社外監査役

#### ●取締役候補者とした理由

神戸地方検察庁検事正その他の要職を歴任し、現在は弁護士として活動しており、法曹として経験豊富であり、また、他の会社の社外役員にも就任するなど、経営監督の経験もあり、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

田中氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。



候補者番号

9

もり のぞむ

森 望

(生年月日) 1962年6月6日

再任

当社株式の所有数 4,450株  
当社との特別の利害関係 なし



#### ■略歴、地位および担当

1988年4月 当社入社  
2018年6月 当社 執行役員電力需給・取引推進室長  
2019年7月 当社 執行役員エネルギー需給本部副本部長、  
需給企画・電力取引部門統括  
2019年10月 当社 常務執行役員再生可能エネルギー事業本部長、  
地域エネルギー本部長  
2020年6月 当社 執行役員常務  
2021年6月 当社 取締役代表執行役員副社長  
2022年6月 当社 取締役代表執行役社長（現在に至る）

#### 会議出席率

・取締役会  
100% (14/14回)

#### ■重要な兼職の状況

・日本原子力発電株式会社 取締役

#### ●取締役候補者とした理由

主に送配電部門における豊富な業務経験を有し、2019年10月に常務執行役員に就任以降、再生可能エネルギー事業本部長、地域エネルギー本部長、水素事業戦略室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2021年6月以降、取締役代表執行役員副社長として、当社グループの経営を担い、2022年6月以降、取締役代表執行役社長として、「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」に掲げた取組みをグループ一丸となって進める等、経営全般においてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献しております。

また、独占禁止法違反および新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の不祥事への対応に当たり、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、自ら先頭に立って、再発防止に向けた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の徹底に力を尽くしております。

これらの重要な経営課題に関する議論をリードし、適切な経営監督を行うことで取締役会の実効性向上に貢献しており、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

10

いなだ こうじ

稲田 浩二

(生年月日) 1960年3月9日

再任

当社株式の所有数 20,100株  
当社との特別の利害関係 なし



#### ■略歴、地位および担当

1984年4月 当社入社  
2013年6月 当社 執行役員総合企画本部副本部長、  
CSR・経営管理部門統括、原子力・安全品質推進部門統括  
2015年6月 当社 執行役員総合企画本部 本部事務局長代理、  
総合企画本部副本部長、CSR・経営管理部門統括、  
原子力・安全品質推進部門統括  
2016年6月 当社 常務執行役員経営企画室担当、IT戦略室担当  
2018年6月 当社 取締役常務執行役員  
2019年6月 当社 代表取締役副社長執行役員  
2020年6月 当社 取締役代表執行役員副社長（現在に至る）  
〔現在の担当〕  
エネルギー事業全般、中間貯蔵推進担当、立地室担当

#### 会議出席率

・取締役会  
93% (13/14回)

#### ■重要な兼職の状況

- ・東洋テック株式会社 社外取締役
- ・日本原燃株式会社 社外取締役

#### ●取締役候補者とした理由

主にIT部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、2018年6月に取締役に就任以降、電力需給・取引推進室担当、IT戦略室担当、経営企画室、エネルギー・環境企画室、中間貯蔵推進担当、行為規制担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月以降、取締役代表執行役員副社長として当社グループの経営を担っております。

また、「ゼロカーボンビジョン2050」やエネルギー関連の政策動向を踏まえた、電源ポートフォリオや原子力事業に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上にも貢献しております。

さらに、独占禁止法違反および新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の不祥事への対応に当たり、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、再発防止に向けた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の徹底に力を尽くしております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

11

あら き

まこと

荒木 誠

(生年月日) 1963年2月15日

新任

当社株式の所有数 8,400株  
当社との特別の利害関係 なし



#### ■略歴、地位および担当

- 1987年4月 当社入社  
2016年6月 当社 執行役員 I T戦略室長  
2017年6月 当社 執行役員  
株式会社ケイ・オブティコム 代表取締役副社長執行役員  
2018年6月 当社 執行役員  
同社 代表取締役社長  
2019年4月 当社 執行役員  
株式会社オプテージ 代表取締役社長 (社名変更)  
2021年6月 当社 執行役常務 (現在に至る)  
〔現在の担当〕  
経営企画室担当、水素事業戦略室担当、I T戦略室担当

#### ●取締役候補者とした理由

主に I T 部門における豊富な業務経験、子会社社長を務めた経験を有し、2021年6月に執行役常務に就任以降、コンプライアンス推進室担当、経営企画室担当、水素事業戦略室担当、I T 戦略室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。

また、独占禁止法違反および新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の不祥事への対応に当たり、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、再発防止に向けた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の徹底に力を尽くしております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者とするものであります。

候補者番号

12

しまもと やす じ

島本 恭次

(生年月日) 1958年9月8日

再任

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 20,902株  
当社との特別の利害関係 なし



#### ■略歴、地位および担当ならび

1983年 4月 当社入社  
2014年 6月 当社 執行役員火力事業本部副事業本部長、  
火力運営部門統括、原子力事業本部副事業本部長  
2016年 6月 当社 常務執行役員火力事業本部長  
2017年 6月 当社 取締役常務執行役員  
2020年 6月 当社 執行役常務  
2021年 6月 当社 取締役【監査委員会委員】（現在に至る）

#### 会議出席率

- ・取締役会  
100% (14/14回)
- ・監査委員会  
100% (15/15回)

#### ■重要な兼職の状況

- ・関西電力送配電株式会社 監査役

#### ●取締役候補者とした理由

主に火力部門における豊富な業務経験を有し、2016年6月に常務執行役員に就任以降、火力事業本部長、研究開発室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月には執行役常務に就任しております。2021年6月以降は、取締役として経営を、また、監査委員会委員として監査を担っております。

また、独占禁止法違反および新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の不祥事への対応に当たり、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、再発防止に向けた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の徹底に力を尽くしております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

13

にしざわ のぶひろ

西澤 伸浩

(生年月日) 1959年8月2日

再任

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 21,500株  
当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

1982年4月 当社入社  
2016年6月 当社 執行役員経理室長  
2019年6月 当社 常務執行役員調達本部長、  
原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当  
2020年6月 当社 執行役常務  
2022年6月 当社 取締役代表執行役副社長（現在に至る）  
〔現在の担当〕  
コーポレート業務全般、行為規制担当、調達本部長、  
経理室担当

会議出席率

・取締役会  
100%（11/11回）

●取締役候補者とした理由

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、2019年6月に常務執行役員に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当、調達本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月には執行役常務に就任し、2022年6月以降は、取締役代表執行役副社長として当社グループの経営を担っております。

また、当社グループの資本政策や財務戦略に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上にも貢献しております。

さらに、独占禁止法違反および新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の不祥事への対応に当たり、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、再発防止に向けた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の徹底に力を尽くしております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

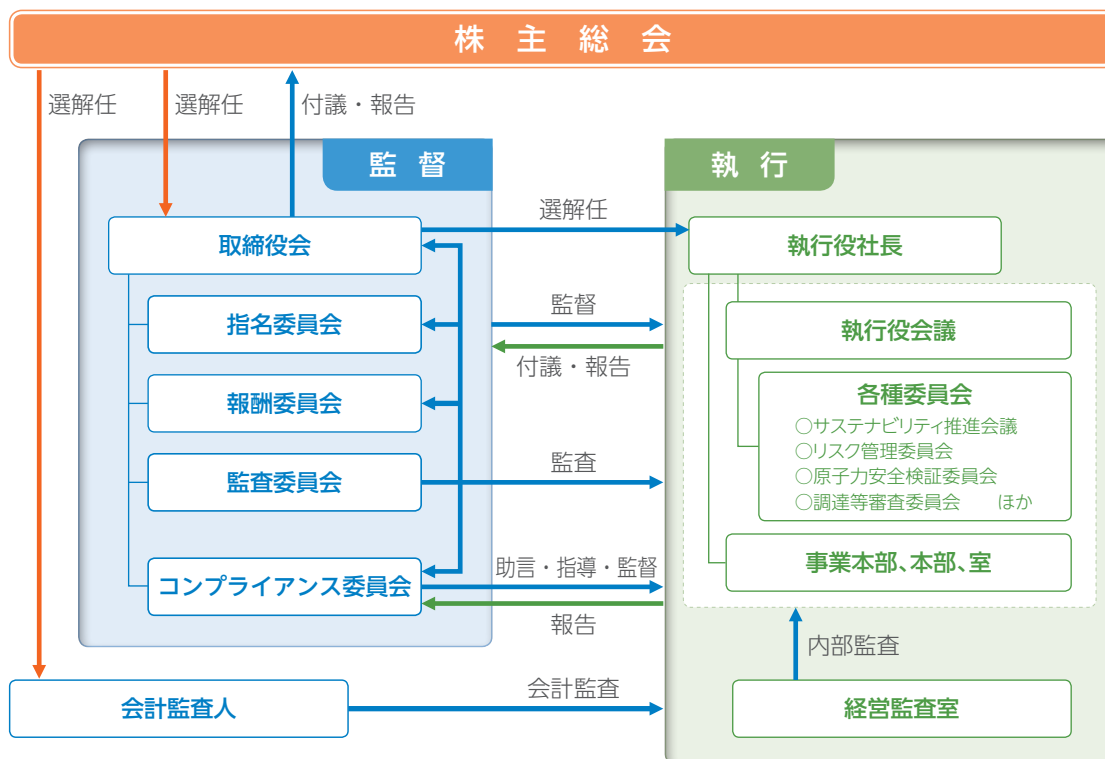
- (注) 1. 榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志および田中素子の各氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、全ての社外取締役候補者を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
3. 友野宏氏は、当社の特定関係事業者である日本原燃株式会社の社外取締役であります。
4. 当社の社外取締役である榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏は、下記の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に対し、取締役会および所属する委員会等において、日頃からガバナンスおよびコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行うとともに、再発防止に向けた取組みの実行状況の検証等に当たって提言を行うなど、その職責を果たしております。
- ①金品受取り問題等について  
当社は、当社の役員等が社外の関係者から金品を受け取っていた問題について、2020年3月14日に、第三者委員会の調査報告書を受領し、当社グループの役職員による金品の受取り、不適切な発注行為等およびガバナンスの脆弱性が認められました。  
また、第三者委員会の調査報告書において、一部の役員の退任後、囑託等の業務を委嘱する際の報酬について、「金品受取り問題に関する修正申告時の追加納税分」や「過去の経営不振時の役員報酬削減分」を補填する趣旨が含まれていると指摘されました。  
これらの問題により、経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受け、同年3月30日に、再発防止に向けた業務改善計画を経済産業大臣に提出しました。  
その後、当社やグループ会社3社における追加の事実が判明し、同年10月6日に、電気事業法第106条第3項に基づく追加報告を行いました。  
さらに、当社は、2022年4月、コンプライアンス委員会から、金品受取り問題に係る当時の個別の発注プロセス等においてコンプライアンス上の問題があった旨の指摘を受けました。
- ②特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について  
当社は、2023年3月30日、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する公正取引委員会による調査の結果、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたと認定されました。
- ③新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について  
2022年12月、関西電力送配電株式会社が管理していた当社以外の小売電気事業者のお客さまの情報を当社社員が閲覧し、活用していたことが判明しました。  
※②③の事案の経緯、原因および再発防止については、「(ご参考)コンプライアンスに関わる不適切な事案の詳細について」を参照ください。
5. 榊原定征氏が株式会社ニトリホールディングスの社外取締役として在任中に、同社グループの店舗において販売された一部の珪藻土製品について法令の基準を超える石綿が含まれており、自主回収を行った事実がありました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。平素より法令遵守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
6. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、沖原隆宗氏は9年、榊原定征、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏は3年です。  
なお、加賀有津子氏は、社外取締役の就任以前に社外監査役であり、在任年数は1年です。
7. 当社は、社外取締役候補者である榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において真鍋精志および田中素子の両氏の選任が可決された場合、両氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
8. 当社は、取締役候補者である榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子、友野宏、高松和子、内藤文雄、森望、稲田浩二、荒木誠、島本恭次および西澤伸浩の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用について、法令の定める範囲内において補償することとしており、同項第2号に定める損失については、補償の対象外としております。本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において真鍋精志および田中素子の両氏の選任が可決された場合、両氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

## 当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、執行役員会議および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役および執行役の職務執行を監督しております。当社のコーポレート・ガバナンスにおいては、経営の透明性・客観性を高めることを目的に、2020年6月から執行と監督を明確に分離した「指名委員会等設置会社」の機関設計を採用しています。

加えて、コンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでいることを重く受け止め、業務改善計画に掲げる再発防止の取組みとして、組織風土の改革や内部統制の抜本的な強化等を行うとともに、一連の改革の実効性を高めるべく取締役会等の外部人材を活用した検証を行ってまいります。



株主総会参考書類

取締役会および各委員会の活動状況ならびに取締役会等の実効性評価結果につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項」に記載しております。



## 〈株主(30名)からのご提案(第3号議案から第8号議案まで)〉

第3号議案から第8号議案までは、株主(30名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(30名)の議決権の数は、509個であります。

### 第3号議案 定款一部変更の件 (1)

#### ▼提案の内容

〔第1章 総則〕第2条中、「本公司は、次の事業を営むことを目的とする。」を「本公司は、人類生存の持続可能性と健全な生態系を維持するため、脱炭素・脱原発化を進めるとともに、再生可能エネルギーを主としつつ、次の事業を営むことを目的とする。」に変更する。

#### ▼提案の理由

IPCC第6次評価報告書によれば、近年の世界平均気温は、産業革命頃より1.09℃上っている。高排出シナリオの場合2100年の海面上昇は1mを超えとも予測され、島嶼国や、低地への影響・リスクが大きい。また、熱波や大雨など極端な気象の頻度が既に増えており、気温とともに頻度も増えるとしている。

日本のCO<sub>2</sub>排出量の4割は発電に由来し、電源の脱炭素化が急務である。当社は、CO<sub>2</sub>排出を2050年までに全体としてゼロとする目標を定めたが、2030年削減目標は示していない。また、原発依存を続け、新型炉開発等を目指しているが、ウクライナでは原発が軍事目標となるリスクが顕在化した。また事故や放射性廃棄物管理のコスト・リスクを将来世代に押し付け、世代間不正を生んでいる。脱炭素・脱原発は、こうした不正への関与をなくし、当社の信頼と事業の予見性を回復することにも繋がる。そこで「事業目的」の明確化を提案する。

#### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出量を2050年までに全体としてゼロとすることとしており、2025年度には2013年度比で、発電によるCO<sub>2</sub>排出量の半減を目指してまいります。

その実現のために、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの取組みを通じて、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S+3Eを念頭に置いた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

### 第4号議案 定款一部変更の件 (2)

#### ▼提案の内容

〔第3章 株主総会〕第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。

#### ▼提案の理由

この一年、当社が主導権をとったカルテルや、送配電部門契約情報不正閲覧、また施工管理技術者試験不正などの不祥事が報じられた。金品受領問題以降、コンプライアンスよりも、業績や事業活動を優先する内向きの企業体質に根本的な原因があることを克服できていない。そこで、株主総会の審議内容を公開することを提案する。総会において株主が発言した内容を議事録で確認できることは、対話の基本的な条件である。総会の討議内容を、欠席した株主や役員も、議事録より確認できることも重要である。現在作成されている議事録は役員の発言を要約したものであり、株主の質問が具体的に記載されていない。そのため議事録の改善を求める。



また、議事録開示の手続きは煩雑で、株主でない市民には入手することができない。総会内容は当社の株主と市民に対しても開示する必要がある。これは情報公開につながり当社への信頼を回復することにもつながるものである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

## 第5号議案 定款一部変更の件 (3)

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第8章 CSRに基づく事業運営

第40条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善するしくみをつくる。

### ▼提案の理由

情報開示は対話の基礎である。当社の電力自由化に反するカルテル主導、顧客情報の不正閲覧など不祥事への不信を解消するためには、日常の対話、情報開示が重要である。当社は、「統合報告書2022」で「徹底してお客さま視点に立ち」「多様化するお客さまニーズに寄り添い」、「情報発信やステークホルダーとのコミュニケーションによる当社事業への理解獲得」など取り組むとしているが、具体的な対話件数や評価向上に関わる目標、実施状況は示されていない。更なる情報の開示や納得のできる説明が求められる。

また、最高意思決定機関である株主総会で役員の答弁へ再質問が出来ず対話が深まらない。

当社は、株主総会以外での直接対話も忌避している。

役員は、法的要求を満たしているから問題ない旨の答弁をしてきたが、市民・株主はまず対話の実現を求めている。そのため、利害関係者の関心・意見を把握して対話の質を高めるしくみの導入を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、適正な情報開示と対話を重要と考えており、2021年3月に策定した「関西電力グループ行動憲章」において、「適正な情報開示・管理と対話」を定め、記者発表等を通じた積極的な情報発信や、ホームページ・SNS等を通じた社会のみならずとのコミュニケーションにより、社会に対する説明責任を誠実に果たし、「透明性の高い開かれた事業活動」の実現に努めております。

したがって、ご提案の内容をあらためて定款に定める必要はないと考えます。

## 第6号議案 定款一部変更の件 (4)

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第8章 CSRに基づく事業運営

第41条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

### ▼提案の理由

設備を支えるのは人であるが、成果型賃金体系は現場の成果改善・努力と乖離している。「カイゼン」の理念に反した不合理なコスト削減と、業務外注化で技術の継承が困難になっている。賃金が長期間ほとんど上がらない閉塞状況は、優秀な人材確保に支障をきたし、従業員のやりがい、モチベーション低下を引き起こしている。また、協力会社の工事力低下も、災害対応や突発的な工事への敏速な対応を困難にしている。今後、「ミレニウム世代」や「Z世代」と称されるサステナビリティ（持続可能性）を重視する世代の獲得・活用が課題である。人的資本への投資が求められている。

高齢労働者の再雇用について、賃金が極端に低下する待遇の不平等がある。不適切な合理化により、精神疾患の件数は減らず、障害者にも差別的待遇が残っている。この状況を改善しなければ、優秀な人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

#### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、中期経営計画におけるESGの主な取組みでお示ししているとおり、安全の確保を前提としたレジリエントな事業基盤の強化および人材育成・確保の強化を重要と考えており、これまでも設備の保全に万全を期し、安全・安定供給を全うするための設備・体制の構築に取り組んでまいりました。引き続き、高経年化設備の計画的な改修や、平時における関係者間の連携強化も含めた大規模自然災害への対応等、より強靱な設備・体制を構築するよう取組みを進めてまいります。

また、従業員と経営層との間でのコミュニケーションを深めるなど、従業員一人ひとりの意欲・やりがいに配慮しつつ、将来にわたる確実な業務遂行や技術・技能の継承・向上を図るため、グループ全体で人材育成を進めるとともに、働き方改革・健康経営を推進するなど、人材基盤の強化を進めております。

したがって、ご提案の内容をあらためて定款に定める必要はないと考えます。

## 第7号議案 定款一部変更の件 (5)

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第8章 CSRに基づく事業運営

第42条 本会社の社会的責任を果たすため、国内外の石炭火力発電関連の事業から撤退する。石炭火力発電所の廃止を進め、営業運転をやめるとともに他社からの石炭火力による電力調達を行わない。

### ▼提案の理由

I P C Cの第6次評価報告は、気候変動は人類の活動に依ることに疑いの余地はないとしている。気候危機の克服が世界及び日本の喫緊の課題となっている。2050年にはCO<sub>2</sub>排出ゼロを達成する為には2030年時点の大幅削減がいよいよ重要となっている。中でも、石炭火力は発電量あたりのCO<sub>2</sub>排出量が大きく、PM2.5や水銀などによる大気汚染が問題視されている。地域社会への影響が大きいため、継続的に訴訟リスクを伴う。

そのような中、当社はグループ全体で国内外の石炭火力発電所を運転し、石炭火力由来の電気を購入し続けている。世界が目指すSDGs（持続可能な開発目標）の気候変動対策の行動から大きく逸脱しているといわざるを得ない。気候変動により、集中豪雨や大型台風による被害がさらに大きくなることが予想され、電力インフラへのリスク、対策コストはますます大きくなり、市民や株主の利益を損なうものとなっている。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、当社グループとして策定した「ゼロカーボンビジョン2050」でお示ししているとおり、火力のゼロカーボン化に取り組んでおり、国内外の石炭火力については、当該国の政策に適合し、かつゼロカーボン化に貢献できる設備を除き、今後新規計画を行わないこととしております。

また、既設石炭火力については、国の政策動向を踏まえて、適切に対応していくとともに、「ゼロカーボンロードマップ」に則り、ゼロカーボン燃料の活用やCCUS技術（排ガスからCO<sub>2</sub>を回収し、有効利用または地中等に貯留する技術）の導入など様々な検討を進めております。

他社から調達する電力についても、契約先と連携を図りながら、2050年ゼロカーボンの実現に向けた取組みを進めております。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 第8号議案 定款一部変更の件 (6)

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第8章 CSRに基づく事業運営

第43条 本会社の社会的責任を果たすため、当社は「職場のジェンダー平等」実現を目指し、男女別賃金や管理職における男女比など性差別解消、持続可能な開発目標実現について、関連会社を含め目標となる指標を定め、その施策改善に努める。

### ▼提案の理由

当社も参加するSDGsは「ジェンダー平等」について、「政治、経済、公共分野あらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会の確保」を求めている。政府、社会における女性の参画を推進している。最も男女間格差の大きい賃金については、2022年7月から、企業に男女別賃金水準の公表が義務付けられた。

当社でも女性の役職比率を2030年に6.3%（2018年2.1%）を目標にしてきたが、2021年の実績は2.9%である。3年で0.8%の伸び率では、2030の目標達成は困難である。女性の昇格が遅い傾向があり、役職付きの女性も少ない。賃金差別だけでなく、あらゆる性差別の解消、参画機会の均等化が求められる。

当社が率先して差別への取組と実態を開示することで、当社の社会的責任に対処する意思を示せる。より優秀かつ多様な人材を確保することにより、企業価値を高めることにもなる。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「関西電力グループ ダイバーシティ&インクルージョン推進方針」に基づき、事業活動に関わる誰もが安心して働き、能力を最大限発揮できる働き方の実現および職場風土の醸成を推進しており、評価や査定および役職登用等、あらゆる制度・仕組みにおいて、性別、年齢、国籍、障がい等の属性やライフスタイル、キャリアにかかわらず、機会を均等化しております。

特に、女性従業員とのさらなる活躍という観点では、従来より掲げている「2030年度末までに女性役職者比率および女性管理職比率を2018年度の3倍以上とする」という目標に向けて、積極的に役職登用を行っていることから、男女間の役職者比率や管理職比率、賃金差異は縮小していくものと考えております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

## 〈株主(98名)からのご提案(第9号議案から第16号議案まで)〉

第9号議案から第16号議案までは、株主(98名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(98名)の議決権の数は、868個であります。

### 第9号議案 取締役解任の件(1)

#### ▼提案の内容

以下の取締役を解任する。  
取締役 森 望

#### ▼提案の理由

当社は元役員の金品受領問題を契機にコンプライアンスの徹底をはかっているはずである。しかし、信頼を裏切る行為を重ねている。中国電力、中部電力、九州電力の3社に対し営業地盤を超えて企業向け電力を販売しないとする独占禁止法違反のカルテルを持ち掛けて結んでいたと公正取引委員会に申告したと報じられている。また、多くの社員が違法性を認識しながら競合他社の顧客情報を不正に閲覧し営業活動に利用していた。金品受領問題でもコンプライアンス委員会から土砂処分等において高値発注を指摘されながら、元役員に損害請求をしない判断をし、責任を免罪している。これら一連の不祥事の責任を経営トップとしてとる必要がある。

また、今年末までに「使用済み核燃料中間貯蔵施設」の県外での立地点確定ができない場合、美浜3号、高浜1、2号の運転を停止することを約束している。しかし、何ら具体的な説明ができない状況が続いていることも看過できない。

#### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

解任の対象とされている取締役は、2021年3月に策定した経営理念のもと、「関西電力グループ中期経営計画(2021-2025)」に掲げた取組みをグループ一丸となって進めております。

独占禁止法違反や電気事業法違反等のコンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでいる状況に対し、自ら先頭に立って再発防止策の策定・実行等に対応しており、ガバナンス改革やコンプライアンス推進等の諸改革についても、その徹底に力を尽くしております。

その中で、安全・安定運転を大前提とした原子力7基体制の確立や原子燃料サイクルの確実な推進を含む経営全般にわたる諸課題に全力を傾注して取り組み、取締役として忠実にその職務を遂行しております。

したがって、解任すべき事由はありません。

### 第10号議案 取締役解任の件(2)

#### ▼提案の内容

以下の取締役を解任する。  
取締役 佐々木 茂夫

#### ▼提案の理由

当社は2019年の金品授受問題の発覚後、コンプライアンス研修の実施と独立したコンプライアンス委員会設置など実効性のあるガバナンス体制の構築に努め、コンプライアンスポリシーには情報の目的外利用はしない、役員は率先して問題解決、再発防止等に努める、と宣言している。ところが、2019年11月から1600人を超える社員らが、15万件以上の子会社が持つ競合他社の顧客情報を不正に閲覧していた。アンケートによると、社員の4割は違法性を認識した上で不正な閲覧行為を行っていた。法令を知識として認識したうえで、脱法行為を重ねていたことが問題である。これらは偏に金品授受問題で経営トップに「金銭は預かったものと主張せよ」などと立件されないよう対策指南をしていた元大阪高検トップの佐々木茂夫取締役が、賢く脱法することを是認する企業風土を先導しているからに他ならない。

佐々木茂夫取締役の解任を求める。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

解任の対象とされている取締役は、法曹や経営監督における豊富な経験に基づき、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うとともに、監査委員会の委員として、取締役および執行役の職務執行の監督を的確に遂行しております。

したがいまして、解任すべき事由はありません。

なお、解任の対象とされている取締役は、本株主総会終了の時をもって退任いたします。

**第11号議案** 定款一部変更の件(1)▼**提案の内容**

当社の定款に以下の章を新設する。

## 第9章 取締役、執行役の報酬個別開示

第44条 社外取締役、取締役の報酬を個別開示する。

第45条 執行役の報酬を個別開示する。

第46条 特別顧問、顧問等、取締役退任後の囑託契約者の報酬を個別開示する。

第47条 報酬委員会の「取締役・執行役の報酬を決定するに当たっての方針」を公開する。

▼**提案の理由**

当社の法令違反が止まらない。原発推進にかかわる金品授受、元副社長の所得税追徴金の肩代わり、役員報酬のこっそり補填問題、電力販売にかかわるカルテルで独占禁止法違反、施工管理技士の国家資格を不正取得、新電力会社の顧客名簿の不正閲覧などがこの数年で明らかになった。その度に役員は謝罪し、対策防止策を発表してきたが、コンプライアンス推進室は不正を未然に防ぐことはできなかつたし、経営理念の「あたりまえを守り、創る」「公正、誠実」も絵に描いた餅だ。当社の社会的信頼は地に落ちている。経営方針を決定する取締役と業務執行の執行役は信頼回復に向けて多大な責任を負っている。不正の関電から透明性のある開かれた関電に舵を切らなければならぬ。そのためにも報酬の個別開示が必要だ。そして森本孝氏や豊松秀己氏のように、あたかも非難を回避するが如き取締役退任後の優遇処遇について、その職の報酬個別開示を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、事業報告において、取締役と執行役の基本報酬・業績連動報酬・株式報酬の区分ごとの総額、社内取締役の個別報酬額および報酬委員会が定める報酬等の決定に関する方針を開示しております。

加えて、コーポレートガバナンス報告書において、社内取締役および顧問等の個別報酬額を開示しております。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

**第12号議案** 定款一部変更の件(2)▼**提案の内容**

当社の定款に以下の章を新設する。

## 第10章 変化する電気事業環境にふさわしい業界団体の設立

第48条 地域独占事業下で設立された電気事業連合会を解散する。

第49条 電力自由化にふさわしい、電気事業に関わるすべての企業に開放された業界団体を設立する。



### ▼提案の理由

1952年に設立された電事連は、電力自由化された今日、旧弊の組織となっている。昨年発覚した独占禁止法違反カルテルは象徴的な案件である。この事件は電事連が「地域独占」時代の遺物のような業界団体であることを露わにした。2016年に始まった電力自由化は、市場全体を活性化させ、消費者の利益に繋げ、電力産業全体で成長産業化を目指すものであったはずだ。ところが、原子力に依存する電事連加盟各社が電力の成長産業化を阻害する方向に働いている。各社がそろって顧客情報の不当閲覧事案を起こしていたことでも明らかだ。電事連は、関西電力の不祥事案件以降「原点は社会との信頼関係」であること、「法令遵守はもとより、誠実かつ公正で透明性のある事業の展開」として行動指針を策定したが、真逆の展開になっている。いまや原子力の広報部門と化している電事連を解散し、新たな電気事業者総体の業界団体を設立する必要がある。

#### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

電気事業連合会の解散や新団体の設立は当社単独で実施できる事項ではないと考えております。

電気事業を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、電気事業連合会の目的である「電気事業の健全な発展を図り、もって我が国の経済の発展と国民生活の向上に寄与すること」に変わりなく、同会は引き続き必要と考えております。

また、同会は、独占禁止法違反に係る事案を受け、独占禁止法遵守と競争条件の公平性・透明性の確保を前提とした業務運営を徹底していくことを公表し、対応を進めていると認識しております。

したがって、ご提案の内容を当社の定款に定めることに反対いたします。

## 第13号議案 定款一部変更の件(3)

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

#### 第11章 原発事故時の避難計画研究・検討会

第50条 当研究・検討会は自治体で作る原発事故時の避難計画を実効性あるものとする目的で研究・検討するものとする。

第51条 当研究・検討会の委員の構成は、自治体、及びP A Z（原発から5km圏内）・U P Z（5kmから30km圏内）の自治体の住民と、当社や原発利権と利害関係のない有識者、そして当社の安全対策担当とする。

第52条 当社は、当研究・検討会から求められる情報はすべて開示する。

第53条 当研究・検討会の承認が無ければ当社は原発を稼働しない。

### ▼提案の理由

ロシアのウクライナ侵攻は原発の危険性を改めて印象付けた。

きな臭い昨今、多数の原子力施設を抱える日本に於いても他人事ではない。ましてや60年を超える老朽原発の運転を良しとする危険な状況は拡大するばかりだ。

原発の運転に必須の原発事故時の避難計画は未だ明確な基準も無く、福島原発事故の経験がありながら知見が反映されることもなく、実効性の乏しいものでしかない。コロナ禍や他の自然災害の多発など、複合的な災害に見舞われる可能性を真剣に研究・検討するべきだ。避難計画の作成を地方自治体に丸投げするのではなく、電力会社を中心となって、時間とお金をかけて、頭脳を結集し、具体的な調査をしたうえで、実効性のあるものを提示するべきだ。

未だに安全神話にすがり、目先の金もうけのために脱法行為に走る当社がなすべきことの一つが原発事故時の避難計画を実行性あるものとする、さもなければ原発の運転を停止することだ。

## ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電については、安全確保を大前提に引き続き最大限活用してまいります。

避難計画については、国、自治体、原子力事業者が相互に連携・協力し、国および自治体が新型コロナウイルス感染対策を含め、避難先、避難手段、避難経路の確保等、必要な対策を定めているものと承知しております。

当社は、避難時における移動手段や放射線防護資機材の支援、自治体主催の訓練への要員の派遣、感染症対策資機材の貸与等、国および自治体に対し必要な協力をを行い、災害時のさらなる対応能力の向上に取り組んでおります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

## 第14号議案 定款一部変更の件(4)

## ▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

## 第12章 再処理の禁止

第54条 当社は危険でコストも高く、核兵器の材料ともなるプルトニウムを取り出す再処理を禁止する。

## ▼提案の理由

日本は現在46tものプルトニウムを所有している。「余剰プルトニウムは持たない」という国際公約もあり、再処理をする必要はない。六ヶ所再処理工場は1993年に着工、97年に完成するはずだった。しかし昨年12月には26回目の完工延期を発表、30年にわたる総工費は当初の4倍近い3兆2千億円までふくらんだ。

昨年7月には、ガラス固化建屋の廃液貯槽で約8時間冷却ができなくなった。冷却不能状態が続けば、高レベル放射性廃液が爆発して大事故に至る危険な状態だった。原因は作業員のミスだった。また今年2月には、IAEA（国際原子力機関）が監視している部屋の照明が切れて真っ暗になり、映像を監視できない状態になった。日本原燃にプルトニウムを扱う資格はない。

もんじゅが廃炉になり、核燃料サイクル計画は破綻している。30年の長きにわたって、再処理の放棄を決断できなかった取締役の責任は重大だ。再処理の禁止を提案する。

## ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルについては、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、重要と考えており、国のエネルギー基本計画に基づき、引き続き推進してまいります。

再処理については、再処理工場およびプルサーマル炉等の稼働状況に応じて、必要な量だけ実施されるよう、使用済燃料再処理機構が計画を策定し、国により認可されております。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 第15号議案 定款一部変更の件(5)

## ▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

## 第13章 脱原子力

第55条 当社は原子力発電を稼働しない。

## ▼提案の理由

原子力事業は、再生可能エネルギーと比べて技術革新が遅い。投資や人材の確保が難しく、サプライチェーンの欠落など、厳しい状況を迎えている。欧米では新型炉の建設は、当初の予定より著しく遅れ、深刻なコストオーバーなどに見舞われている。日本は、原子力産業界からの要請で、岸田GX推進会議が、原子力発電所の60年を超え

る利用や、リプレースを認める強引で拙速な方針転換を行った。しかし高経年化対策やリプレースのための巨額の投資により、原子力発電所の費用対効果は下がる。また新型炉への巨額の投資は、再生可能エネルギーの普及などの地球温暖化対策をむしろ遅らせる。

当社は、資金、時間、能力などの見込みを非常に甘く見込んでいる。当社の経営者は、原子力発電にさらなる投資をするべきではない。将来的に困難になると予測される部門からは、すみやかに撤退すべきである。今こそ先見の明を必要としている。脱原発を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出量を2050年までに全体としてゼロとします。

その実現のために、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの取組みを通じて、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S + 3 Eを念頭に置いた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 第16号議案 定款一部変更の件(6)

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

#### 第14章 電力システム改革

第56条 当社は電力システムの改革推進のため、関西電力送配電の株式を売却し、所有権分離した別会社とする。

### ▼提案の理由

子会社である関西電力送配電の顧客情報を15万件以上も不正に閲覧していたことなどにより、当社は2ヶ月以上も営業活動を自粛した。2019年の原発マネー不正還流事件発覚以来、コンプライアンス意識の向上を目指してきたはずの当社だが、深刻な違反が次々と明らかになっている。

現在、送配電部門は分社化された「法的分離」であり、当社が送配電会社の株を100%所有していることが、法令違反を認識しながらグループ会社の利益を上げようという社員の違反行為につながった構造的な問題である。内閣府の有識者会議でも、送配電事業の中立性の問題と捉えるべきとして「所有権分離」を見据えた提言がまとめられた。

送配電会社が電力会社の子会社である「法的分離」ではその中立性、独立性を担保できない。最も深刻な法令違反をした当社が率先して、送配電会社の株式を売却して「所有権分離」を行い、真の電力システム改革を目指すことが必要だ。



○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

電気事業法違反等を含むコンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでいることを真摯に反省し、信頼回復に向けて、コンプライアンスを徹底する企業グループへと再生を果たすべく、全力を尽くしてまいります。

本事案を踏まえ、託送情報に係る情報システムの物理的分割、内部統制の強化、組織風土の改革に取り組むとともに、取締役会としても特別監督を実施することで、公正な競争環境を確保していきます。こうした一連の改革に取り組むことで、送配電事業の中立性を確保してまいります。

なお、送配電事業のあり方については、当時の国の審議会等において、送配電会社の中立性の確保を前提に、電力の安定供給、社会コストなど様々な観点から検討され、法的分離されてきたものと認識しており、至近の国の審議会においても、所有権分離を行うことについて、慎重に検討する必要があると整理されております。

こうしたことも踏まえ、当社としては、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築することでグループ全体の企業価値の最大化に努めてまいりたく、送配電部門の売却等は考えておりません。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

## 〈株主(2名)からのご提案(第17号議案から第20号議案まで)〉

第17号議案から第20号議案までは、株主(2名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(2名)の議決権の数は、724,793個であります。

### 第17号議案 定款一部変更の件(1)

#### ▼提案の内容

〔第1章 総則〕に以下の条文を追加する。  
(経営の透明性の確保)

第5条の2 本会社は、社会との信頼関係を築くために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示し、需要家をはじめとした社会の信頼及び経営の透明性を確保する。

#### ▼提案の理由

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていかなければならず、定款において、需要家をはじめとした社会の信頼と経営の透明性を確保するために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示することを明確に示す必要がある。

役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、十分な情報開示がなかったことにより、信用失墜を招いた。加えて、今般の電力販売におけるカルテルなど信頼を損なう事案が発生している。今後は、需要家の信頼と経営の透明性を確保するために必要な情報を開示し、説明責任を果たすべきである。

さらに政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付その他の不正な金品の授受は一切行わないとともに、競争入札による調達価格の適正化に努めることを明確に示す必要がある。

#### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、公正な事業活動や適正な情報開示を重要と考えており、2021年3月に策定した「関西電力グループ行動憲章」に掲げるとともに、グループの全役員が、本憲章の実践が自らの役割であると認識して率先垂範し、グループ全体への浸透を図っております。

本憲章では、「適時的確な情報公開・発信や、社会のみなさまとのコミュニケーションを一層推進し、社会に対する説明責任を誠実に果たすことを通じて、透明性の高い開かれた事業活動を行う」ことを掲げており、社外取締役や社外委員等の外部の客観的な視点による指導監督のもと、適切な情報開示を行ってまいります。

したがって、ご提案の内容をあらためて定款に定める必要はないと考えます。

### 第18号議案 定款一部変更の件(2)

#### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(代替電源の確保)

第57条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーの飛躍的な導入による自立分散型電源や同エネルギーから製造する水素の活用など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

#### ▼提案の理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のIPP・コジェネ買取を含むM&Aの強化等による供給力確保に

最大限努めるとともに、代替電源の確保は、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入を進めるべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出量を2050年までに全体としてゼロとします。

その実現のために、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの取組みを通じて、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S + 3 Eを念頭に置いた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。また、ゼロカーボン水素の導入に向けては、製造から輸送・供給、発電用燃料としての利用に取り組みます。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

### 第19号議案 定款一部変更の件(3)

#### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(事業形態の革新)

第58条 本社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

#### ▼提案の理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の所有分離を速やかに進めるべきである。

社員による新電力顧客情報の閲覧事案の発生は、自由・公正な競争を侵害し、関西電力に対する信頼を低下させることとなった。これは関西電力が子会社の関西電力送配電と共通のシステムを利用していたことも一因と考えられる。

関西電力も、改正電気事業法の要請に応じるために、送配電事業については100%出資の子会社である関西電力送配電へ法的分離を行っているが、こうした事案を再度発生させないためには、所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、さらなる事業形態の革新に取り組み、近年深刻化する災害等にも対応した送配電事業の実施と、公平かつ競争的な市場環境の実現を図るべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

電気事業法違反等を含むコンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでいることを真摯に反省し、信頼回復に向けて、コンプライアンスを徹底する企業グループへと再生を果たすべく、全力を尽くしてまいります。

本事案を踏まえ、託送情報に係る情報システムの物理的分割、内部統制の強化、組織風土の改革に取り組むとともに、取締役会としても特別監督を実施することで、公正な競争環境を確保していきます。こうした一連の改革に取り組むことで、送配電事業の中立性を確保してまいります。

なお、送配電事業のあり方については、当時の国の審議会等において、送配電会社の中立性の確保を前提に、電力の安定供給、社会コストなど様々な観点から検討され、法的分離されてきたものと認識しており、至近の国の審議会においても、所有権分離を行うことについて、慎重に検討する必要があると整理されております。

こうしたことも踏まえ、当社としては、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築することでグループ全体の企業価値の最大化に努めてまいりたく、発電部門または送配電部門の売却等は考えておりません。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

## 第20号議案 定款一部変更の件(4)

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第16章 持続可能な社会の実現への貢献

(ゼロカーボン社会の実現への貢献)

第62条 本会社は、地球温暖化を防止するため、再生可能エネルギーを主力電源にした発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出を2050年までに全体としてゼロとする。

2 本会社は、第2条に掲げる事業の実施を通じて、社会のゼロカーボン化に貢献する。

### ▼提案の理由

高い公益性・公共性を有する電力会社として、環境の保全と経済・社会の持続的発展へ貢献する脱炭素経営に取り組むことは不可欠であり、「ゼロカーボンビジョン2050」で示した方向性を長期にわたる経営の根幹に据え、揺るぎなく取り組むとの会社としての決意を表明・位置づけるものとして、発電をはじめとするすべての事業活動のゼロカーボン化の実現、社会のゼロカーボン化への貢献を「定款」に記載するべきである。

このゼロカーボン化は、原子力に依存することなく、2030年までに国内における供給電力の再生可能エネルギーの比率を45%以上にするなどの再エネの最大限導入・主力電源化を軸に、火力のゼロカーボン化、再生可能エネルギー由来のゼロカーボン水素の活用により実現するべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現を重要と考えており、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出量を2050年までに全体としてゼロとします。

その実現のために、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの取組みを通じて、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S + 3 Eを念頭に置いた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

しかしながら、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 〈株主(1名)からのご提案(第21号議案から第25号議案まで)〉

第21号議案から第25号議案までは、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、682,868個であります。

### 第21号議案 定款一部変更の件(1)

#### ▼提案の内容

〔第1章 総則〕に以下の条文を追加する。  
(報酬等の開示)

第5条の3 社会との信頼関係を築くために必要な経営に関する情報として、途中退任者も含めた全ての取締役及び執行役の報酬に関する情報、また取締役及び執行役退任後の嘱託報酬契約等の有無、報酬額に関する情報は個別に開示する。

#### ▼提案の理由

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

また、令和4年度における報酬開示関連提案は、株主からの提案の中で高い賛成を得ており、株主のコストに対する意識は高い。

こうした状況も踏まえて、需要家へのコストに関する説明責任をしっかりと果たすべきであることから、期末時点に限定することなく、途中退任した者も含めた全ての取締役及び執行役の報酬に関する情報、また、不透明な退任後の支払いを防止するため、取締役及び執行役退任後の嘱託報酬契約等に関する情報を併せて個別に開示するとともに、定款記載事項として恒久化すべきである。

#### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、事業報告において、取締役と執行役の基本報酬・業績連動報酬・株式報酬の区分ごとの総額、社内取締役の個別報酬額および報酬委員会が定める報酬等の決定に関する方針を開示しております。

加えて、コーポレートガバナンス報告書において、社内取締役および顧問等の個別報酬額を開示しております。したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

### 第22号議案 定款一部変更の件(2)

#### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

##### (脱原発と安全性の確保)

第59条 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、次の各号の要件をすべて満たせる見通しが立たない限り、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。

- (1) 天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立

2 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、需要家に対する電力の安定供給の責任を果たすため、代替電源の創出、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、厳密に予測された電力需要のもと、真に需要が供給を上回ることが確実となるなど国民生活への多大な影響が避けられない場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的



稼働を検討する。

#### ▼提案の理由

原発での過酷事故の発生は広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定され、株主利益の著しい棄損のみならず、将来に過大な負担を残す恐れがある。また、原発が戦闘行為の対象となるリスクも顕在化した。使用済み核燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらない状況も踏まえると、速やかに原発を廃止すべきである。

一方で、電気事業は高い公益性・公共性を有することから、需要抑制や代替電源の確保に努めた上でもなお、代替電源の欠損・著しい燃料高騰等により代替電源の安定確保や電気料金高騰の抑制が困難となり、市民の生活を守るため、やむを得ず原発を稼働させる場合も、必要最低限の範囲に限り、万全の安全対策を講じることは不可欠である。

また、国民の不安を払拭するためにも、国に対して原発再稼働判断と実効性ある避難計画の策定等安全確保に係る責任体制の明確化を求めるとともに、本提案を実行し、十分な説明責任を果たすべきである。

#### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電について、S（安全確保）＋3E（安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性）の観点から最大限活用が重要と考えており、その安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、安全を多段的に確保する深層防護の観点から、対策の強化を実施しております。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となる仕組みが導入されております。

使用済燃料から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示されております。これまでも、国において処分地選定に向けた検討が進められており、科学的特性マップが提示された2017年度以降、全国各地で対話活動が進められ、2020年度から北海道の2町村で文献調査が開始されております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構と連携してまいります。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 第23号議案 定款一部変更の件(3)

#### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(安全文化の醸成)

第60条 本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

#### ▼提案の理由

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、2004年8月の美浜発電所3号機事故をはじめとする事故・災害の教訓を踏まえて、安全は全ての事業活動の根幹であるとともに、社会から信頼を賜わる源であると考え、経営の最優先課題として掲げ、一人ひとりがそれぞれの職場において安全最優先の行動を徹底し、安全文化の醸成に取り組んでおります。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得た教訓を踏まえ、原子力安全に係る理念を明文化するとともに、2021年3月に策定した経営理念の「大切にする価値観」においても安全を守り抜くことを掲げており、これらをもとに原子力安全に関する取組みを実践し、安全文化の発展に努めております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

## 第24号議案 定款一部変更の件(4)

### ▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(再就職受入の禁止)

第5条の4 取締役、執行役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

### ▼提案の理由

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていくことが必要であり、取締役、執行役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、経営環境や経営課題等から、指名委員会において当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にてご承認いただいております。執行役についても、取締役会において厳正に審議し、業務運営を担うにふさわしい人物を選任しております。また、従業員等についても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正なる選考のうえ、採用しております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

## 第25号議案 定款一部変更の件(5)

### ▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。

(取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用)

第20条 本会社の取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。

### ▼提案の理由

関西電力が脱原発と安全性確保、発送電分離、再生可能エネルギー等の大規模導入といった事業形態の革新に向けて経営方針を大転換していくため、徹底したコスト削減と経営の機動性向上が必要である。

また、国の責任体制が明確でない中、原発は司法判断により稼働が左右される不安定な電源として大きな経営リスクを孕んでおり、より高度な経営判断が求められる状況であることから、取締役には直面する経営課題に精通した外部人材を積極的に登用すべきである。

さらに役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、取締役会及び監査役会が十分に機能しないなど、コーポレート・ガバナンスが機能不全に陥ったことから、取締役会の経営監督機能を向上させ、経営の客観

性及び透明性を高めるため、取締役のうち社外取締役を過半数とすること等を定款記載事項として恒久化すべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社であり、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築しております。取締役については、現下の経営課題に対処するために必要かつ適切な体制として、第2号議案として提案させていただいているとおり、社外取締役を過半数とする13名の候補者からなる構成が最適であると考えております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。



## 〈株主(1名)からのご提案(第26号議案から第28号議案まで)〉

第26号議案から第28号議案までは、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、41,925個であります。

### 第26号議案 定款一部変更の件(1)

#### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発依存と安全性の確保)

第61条 本会社は、再生可能エネルギーを最大限導入するなど原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

#### ▼提案の理由

ウクライナにおける武力紛争での原発への攻撃や福島原発事故を踏まえれば、ひとたび大事故が発生すれば市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかである。しかし、GX実現に向けた基本方針を受け、利用政策の観点から持続的な活用方策が示されたとして、原発の最大限の活用を講じていくとするなど、依然として原発依存からの脱却が目指されていない。

原発の最大限活用に向け、7基体制の確立やリプレースを見据えた次世代軽水炉等の検討が進められているが、原発を脱炭素社会実現のための最善の選択肢と捉えるのではなく、再エネを最大限導入するなど原発に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。

第1項の電力供給体制が構築されるまでの間に既設原発を稼働する場合は、電力需要の低減に努めるとともに、更なる安全性の確保と地域住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

#### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出量を2050年までに全体としてゼロとします。

その実現のために、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの取組みを通じて、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S+3Eを念頭に置いた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

### 第27号議案 定款一部変更の件(2)

#### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第17章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新

(発電事業の脱炭素化)

第63条 本会社は、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素を排出する石炭火力発電所の新設及び同発電所の新設を前提とする電力受給契約の締結を行わない。

#### ▼提案の理由

電力業界の中で先駆けて、事業活動に伴う二酸化炭素排出を2050年までに全体としてゼロにすることを掲げているが、真に2050年カーボンニュートラルを実現するためには、着実に、地球温暖化の防止に向けたパリ協定の1.5℃目標に整合する事業運営を実施していく必要がある。

火力も含めた電源のゼロカーボン化への取組を進めているが、当該国の政策に適合しかつゼロカーボン化に貢献できる設備を除き今後新規計画を行わない、というだけでなく、石炭火力発電所を新設しないことを明確な経営方針として掲げたとうえで、二酸化炭素を排出しない電力供給体制へ転換する必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「ゼロカーボンビジョン2050」でお示ししているとおり、火力のゼロカーボン化に取り組んでおり、国内外の石炭火力については、当該国の政策に適合し、かつゼロカーボン化に貢献できる設備を除き、今後新規計画を行わないこととしております。

他社から調達する電力についても、契約先と連携を図りながら、2050年ゼロカーボンの実現に向けた取組みを進めております。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

### 第28号議案 定款一部変更の件(3)

#### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第17章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新

(気候関連のリスクと機会の開示)

第64条 本会社は、パリ協定の長期目標と整合する2050年までのシナリオ分析を行い、移行計画を開示する。

2 前項に基づくシナリオ分析を踏まえ、中長期的な気候関連のリスクと機会を開示する。

#### ▼提案の理由

T C F Dに賛同署名し、2050年1.5℃上昇シナリオを軸に、中長期にわたる気候変動に起因する事業リスクや事業機会が定性的に分析されている。

しかし、気候関連リスクを踏まえた財務上の影響を把握するうえで、移行リスクや物理リスクの分析が十分であるとは言えず、1.5℃上昇シナリオについて、技術進展や技術遅延等、複数のシナリオを有するとともに、具体的かつ定量的な気候変動に関する財務情報開示を積極的に行う必要がある。脱炭素を軸とした新しい価値と中長期的な視点を持ち、企業価値の向上と持続的な成長を果たしていくべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ご提案の内容を重要と考えており、2019年5月にT C F D提言への賛同署名を行い、パリ協定の長期目標を踏まえて中長期にわたる気候変動に起因するリスク・機会を分析し、統合報告書等で積極的に情報を開示しております。なお、「関西電力グループ統合報告書2022」においては、事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出量を2050年までに全体としてゼロとするための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」の内容を念頭に、シナリオ分析の前提条件や分析結果の妥当性、および分析結果を踏まえた当社グループの事業戦略等について十分な議論を行ったうえで、その内容を決定しております。

加えて、新たに「1.5℃シナリオ分析」や「財務インパクト」および「気候変動に関するリスク・機会の発現時期と影響度」を開示しており、今後も引き続き、外部環境の変化等を踏まえた分析を行うとともに、開示内容の充実に努めてまいります。

したがって、ご提案の内容をあらためて定款に定める必要はないと考えます。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当社グループは、「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」および「関西電力グループ2022年度計画」に掲げた諸施策について、総力を結集し、取り組んでまいりましたが、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反や新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等のコンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでいることを極めて重く受け止めております。こうした中、当社は、本年2月24日から5月12日までの間、能動的な営業活動を全面的に自粛し、業務運用やシステムの総点検、行為規制等の法令に関する理解とコンプライアンス意識の再徹底に向けた研修・教育に集中的に取り組みました。

連結収支の状況については、収入面では、電灯電力料収入が増加したことなどから、売上高（営業収益）は3兆9,518億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は4兆482億円と、前年度にくらべて1兆1,207億円の増加となりました。

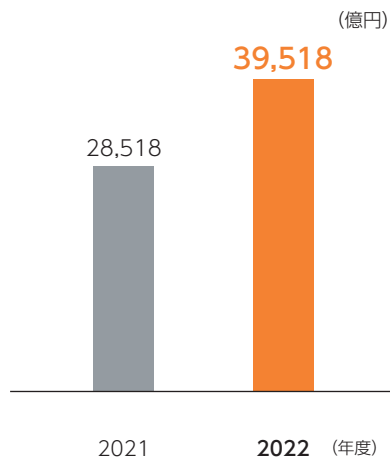
支出面では、徹底した経営効率化に努めたものの、原子力利用率の低下や為替・燃料価格の影響などにより火力燃料費が増加したことや、卸電力取引市場からの調達費用の増加などにより他社購入電力料が増加したことなどから、経常費用合計は4兆548億円と、前年度にくらべて1兆2,634億円の増加となりました。この結果、経常損失は66億円となりました。

一方、税務上の繰越欠損金について当期に繰延税金資産を計上したことなどから、法人税等が減少いたしました。

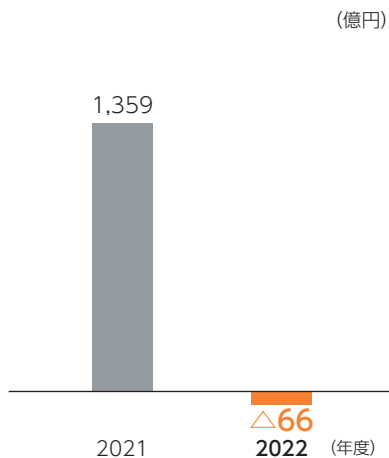
この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は176億円となりました。

期末配当については、2022年度の業績および2023年度以降の収支状況や、中期経営計画の進捗状況など、経営環境を総合的に勘案し、1株当たり25円といたしたいと存じます。

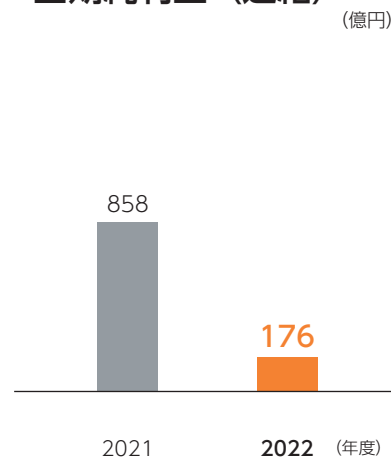
## 売上高（連結）



## 経常利益（連結）



## 親会社株主に帰属する 当期純利益（連結）



生活・ビジネス  
ソリューション事業

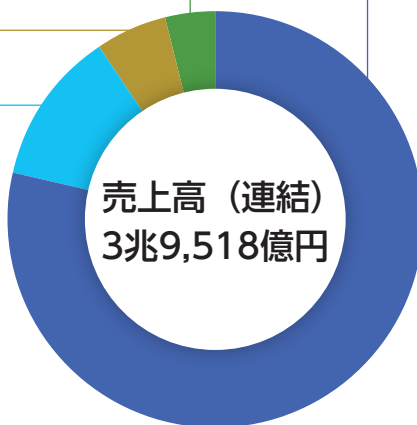
1,493億円 (3.8%)

情報通信事業

2,228億円 (5.6%)

送配電事業

4,699億円 (11.9%)

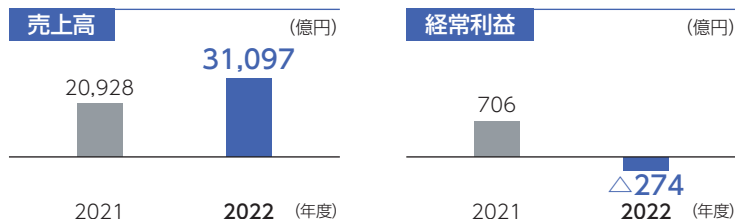


エネルギー事業

31,097億円 (78.7%)

事業別の状況は次のとおりであります。

## a. エネルギー事業



### 【業績】

小売販売電力量は、需要数が増加したことなどから、1,116億kWhと前年度にくらべて10.8%増加しました。その内訳を見ると、「電灯」については、309億kWhと前年度にくらべて4.4%減少しました。また、「電力」については、807億kWhと前年度にくらべて18.0%増加しました。

収入面では、電灯電力料収入が増加したことなどから、売上高は3兆1,097億円と、前年度にくらべて1兆168億円の増収となりました。支出面では、徹底した経営効率化に努めたものの、原子力利用率の低下や為替・燃料価格の影響などにより火力燃料費が増加したことや、卸電力取引市場からの調達費用の増加などにより他社購入電力料が増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常損失は274億円と、前年度にくらべて980億円の減益となりました。

### 【当年度の取組み】

原子力プラントについては、7基中、美浜発電所3号機、高浜発電所3、4号機、大飯発電所3、4号機の5基が運転を行っております。高浜発電所4号機は、本年1月に制御棒挿入による中性子束急減に伴い原子炉が自動停止しましたが、原因を調査し必要な対策を講じた後、3月に運転を再開しております。また、運転期間延長の認可を受けた高浜発電所1、2号機は、2023年度の運転再開に向け定期検査を継続しております。なお、特定重大事故等対処施設については、美浜発電所3号機は昨年7月に、大飯発電所3号機は昨年12月に、4号機は昨年8月に運用を開始しており、高浜発電所1、2号機は、早期完成に向け引き続き最大限努力してまいります。

再生可能エネルギーの開発等については、国内においては、福島いわきバイオマス発電所およびパシフィック・エナジー和歌山メガソーラー発電所は昨年4月に、南木曾吾妻発電所（水力発電）は昨年7月に、播州メガソーラー発電所、秋田港および能代港洋上風力発電所は本年1月に、相生バイオマス発電所は本年3月に営業運転を開始いたしました。また、五島市沖洋上風力発電事業で風車組立てを開始するなど、既存のプロジェクトを着実に推進するとともに、コーポレートPPA（電力購入契約）による太陽光発電開発・電力供給等、新規プロジェクトにも取り組んでまいりました。

また、国外においても、建設中であったフィンランドのピーパリンマキ陸上風力発電事業は商業運転を開始し、ノイコネクト英独連系送電線事業は工事着工を迎えました。

ご家庭のお客さまへのサービスについては、従来のオール電化住宅向けなどのメニューに加え、太陽光発電設備と電気をセットにしたサブスクリプション（月額）サービス「はぴeセットソラレジ」の提供を開始いたしました。

また、法人のお客さまへのサービスについては、脱炭素の計画策定から具体策実行までをサポートする「ゼロカーボンパッケージ」活動を展開するとともに、お客さまが所有する分散型リソースの最適制御等を行うエネルギーマネジメントシステムである「SenaSon (Smart energy aggregate Solution) <sup>※</sup>」の提供を開始いたしました。

ガス事業については、販売量は153万トンと、前年度実績と同水準となりました。また、家庭用分野においては、多くのお客さまに「関電ガス」をお選びいただくため、当社の電気とガスをセットにした「なっとクパック」の提案活動を展開し、年度末時点での契約件数が162万件となりました。

また、中核会社の株式会社関電エネルギーソリューションにおいては、ユーティリティサービス事業について、収益の拡大に向け、大型案件の受注推進に加え、中小規模案件の獲得や首都圏での活動強化など顧客基盤の構築に取り組むとともに、空調制御サービス「おまかSave-Air」等のサービスを推進いたしました。

※お客さまが所有する分散型リソースの最適制御等を行うエネルギーマネジメントシステム



高浜発電所 1、2号機



福島いわきバイオマス発電所



## b. 送配電事業

### 【業績】

収入面では、需給調整取引の増加による収益の増加があったことなどから、売上高は4,699億円と、前年度に比べて709億円の増収となりました。支出面では、燃料価格の高騰などの影響により、需給調整に伴う費用が大幅に増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常損失は451億円と、前年度に比べて512億円の減益となりました。

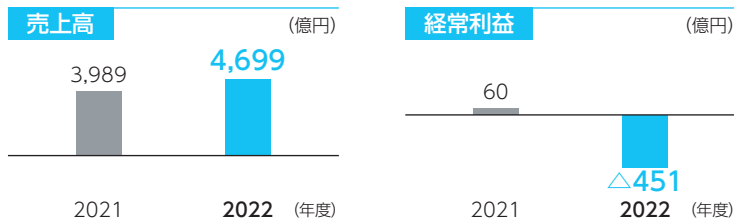
### 【当年度の取組み】

関西電力送配電株式会社では、高経年化設備の計画的更新や次世代化を着実に進め、電力の安全・安定供給に取り組んでまいりました。

また、2023年度から導入される新たな託送料金制度に向け、脱炭素化・レジリエンス強化に資する電力ネットワークの次世代化やサービスレベル向上などの取組目標を反映した5ヶ年の事業計画を策定するとともに、カイゼンを通じた生産性向上や徹底した効率化によるコスト削減などを推進いたしました。

需給調整取引の収支悪化に対しては、調整力調達費用の適正化に向けて取り組んでまいりました。

加えて、成長領域である国際事業では「ナイジェリア国配電分野能力向上プロジェクト」のコンサルティング業務受託など、着実に事業を拡大いたしました。

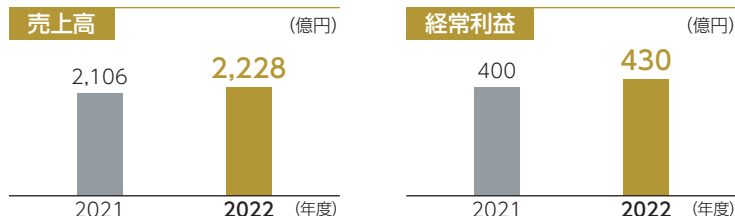


ドローンを活用した設備点検



ナイジェリア国配電分野能力向上プロジェクト  
作業性検証の様子

## C. 情報通信事業



### 【業績】

収入面では、e o電気において燃料費調整額が増加したことなどから、売上高は2,228億円と、前年度にくらべて121億円の増収となりました。支出面では、e o電気において電力調達費用が増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常利益は430億円と、前年度にくらべて29億円の増益となりました。

### 【当年度の取組み】

中核会社の株式会社オプテージにおいては、FTTHサービス「e o光」について、新規申込者の約6割に選ばれている10ギガ／5ギガコースをe o光ネットの全エリアで利用可能とするなど、より多くのお客さまに選び続けていただけるよう努めてまいりました。

モバイル事業「mineo」については、お客さまのご期待に応えるため、データ使い放題プランの「マイそく」に新メニューを追加したほか、eSIM搭載端末の提供を開始いたしました。また、新サービスとして、家電製品を一括でひとつのアプリで操作することができるスマートホームIoT「I OPT」の提供を開始いたしました。



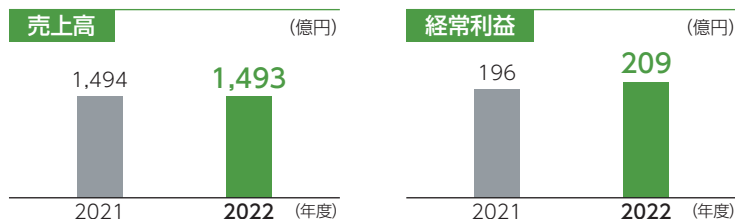
超高速10ギガ／5ギガコースなら  
家族みんなで同時に利用してもサクサク快適



e o光 超高速光インターネット10ギガ／5ギガコース



## d. 生活・ビジネスソリューション事業



### 【業績】

収入面では、不動産分野において、賃貸事業における新規物件の取得により賃料収入が増加したことや、ホテル事業における稼働率の向上などがあったものの、株式の譲渡により、4社を連結の範囲から除外したことなどから、売上高は1,493億円と、前年度と同程度となりました。支出面では、徹底したコスト削減に努めたことなどから、経常費用は減少しました。この結果、経常利益は209億円と、前年度にくらべて12億円の増益となりました。

### 【当年度の取組み】

安心・快適・便利な生活やビジネスを実現する様々な事業を展開しております。特に、中核会社の関電不動産開発株式会社においては、超高層タワーマンション「シエリアタワー中之島」や、首都圏のオフィス建替えプロジェクト「関電不動産渋谷ビル」の開発を推進いたしました。

また、海外においても住宅開発・賃貸事業を展開しており、米国・豪州・東南アジアで6案件に事業参画いたしました。



シエリアタワー中之島  
※2022年9月時点のイメージパースであり、今後変更となる可能性があります。



関電不動産渋谷ビル  
※2022年8月時点のイメージパースであり、今後変更となる可能性があります。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、コンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでいることを極めて重く受け止めており、株主のみならず社会からの信頼回復が最重要の課題であると考えております。これまで、金品受取り問題等を受けガバナンス・コンプライアンス体制を強化し、様々な取組みを進めてまいりましたが、今一度、コンプライアンスの徹底を経営の大前提に、一人ひとりが「自分事」として真摯に向き合い、かつ、実践する組織風土への改革を断行するとともに、今後も発生しうる様々な環境変化とリスクに確実に対応すべく、グループ全体の内部統制の抜本的強化を行い、再発防止策にグループ一丸で取り組んでまいります。

「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」の策定以降、ウクライナ情勢を受けた燃料市況の不安定化に加え、脱炭素化の潮流やデジタル化の急進により、当社を取り巻く事業環境は大きく変化し、先行き不透明な状況が続いています。

現下の難局を乗り越え、収支の安定化を図るとともに、将来の成長への布石を打つために、経営の最重要課題としてコンプライアンスの徹底を図りながら、中期経営計画に掲げる以下の3本柱の取組みについても、引き続き着実に推し進めてまいります。

「ゼロカーボンへの挑戦」については、「ゼロカーボンビジョン2050」の達成を目指して、最適な電源ポートフォリオの実現に向けた取組みを推進するなど、「ゼロカーボンロードマップ」に基づく取組みを加速させてまいります。

（主な取組み）

- ・高浜発電所1、2号機の再稼動および安全・安定運転の継続による7基体制の確立
- ・2023年末までの福井県外における中間貯蔵施設の計画地点の確定
- ・洋上風力発電の公募入札を見据えた競争力強化に向けた取組みの加速、コーポレートPPAによる太陽光発電開発の推進
- ・海外から姫路地域に向けた大規模な水素サプライチェーンを2030年頃に構築すべく、産業横断的に周辺の事業者と協働しながら、上流（供給側）から下流（需要側）までの取組みを加速

「サービス・プロバイダーへの転換」については、エネルギー分野のみならず、幅広い事業領域において、多様化するお客さまや社会のみなさまのご要望にお応えできる新たな価値の創出に挑み続けてまいります。

(主な取組み)

- ・デジタル社会のバイタルプラットフォームであるデータセンター事業の具体化・拡大
- ・分散型リソースにおける再生可能エネルギーの活用や電化、SenaSonによるこれらの最適制御を軸に、ゼロカーボンパッケージを推進
- ・分散型サービスプラットフォーム<sup>\*</sup>（E-Flow合同会社）を基盤としたVPP事業や系統用蓄電池事業等の推進と拡大

※お客さま・発電事業者等が所有する分散型リソースを束ね、最適な市場取引を行うプラットフォーム

「強靱な企業体質への改革」については、コスト構造改革のさらなる深化はもとより、働き方改革等を進め、従業員一人ひとりが持てる力を最大限に発揮し、いきいきと活躍できるグループを創り上げることで、事業基盤の一層の強化を図ってまいります。

(主な取組み)

- ・コスト構造改革の目標を達成するため、グループ全体でのバリューアナリシスの推進による効率化等を着実に実施
- ・デジタル技術の活用や人材基盤の強化、事業探索・開発を加速させ、VX・イノベーションを強力に推進

当社グループは、こうした取組みを通じ、株主のみなさまのご期待に応えられるよう、企業価値の向上に全力を尽くしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

## コンプライアンスに関わる不適切な事案の詳細について

### ○特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について

#### 【経緯・事実関係】

公正取引委員会による調査の結果、本年3月30日に、当社は、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為（以下、「本件行為」という。）を行っていたとして、以下のとおり認定されました。

- 当社と中部電力株式会社および中部電力ミライズ株式会社は、遅くとも2018年11月2日から2020年10月28日までの間、大口顧客を対象として、相手方供給区域に所在する相手方の大口顧客獲得のための営業活動を制限していた。
- 当社と中国電力株式会社（以下、「中国電力」という。）は、遅くとも2018年11月8日から2020年10月28日までの間、相対顧客および中国電力管内の官公庁等を対象に、相手方供給区域に所在する相対顧客獲得のための営業活動を制限し、また、当社による中国電力管内での入札参加および安値入札を制限していた。
- 当社と九州電力株式会社（以下、「九州電力」という。）は、遅くとも2018年10月12日から2020年10月28日までの間、相手方供給区域での安値入札を制限していた。九電みらいエナジー株式会社は、遅くとも2018年10月31日までに、九州電力から上記内容を伝達され、上記制限に参加した。

なお、当社は、立入検査前に違反行為を取り止めていたことおよび公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたことなどから、課徴金納付命令および排除措置命令のいずれも受けておりません。

当社は、今回の事態を極めて重く受け止め、公正取引委員会が認定した事実および社外弁護士による社内調査をもとに、コンプライアンス委員会の助言指導を踏まえて、4月12日に再発防止策をとりまとめ、公表しました。

#### 【原因・背景】

本件行為は、当社の役員および社員において、電力自由化への政策転換に関する認識が不足していた中で、経済合理性を伴う販売電力量と販売価格を実現する営業戦略を重視する思いと、独占禁止法に対する意識の希薄さがあいまって生じたものと考えており、具体的な原因としては、「電力自由化への政策転換後の事業ルールに対する意識不足」、「法令遵守意識の希薄さ」、「独占禁止法の知識・理解の不足」および「経営トップ層の活動に対するチェック機能の不足・不全」であったと考えております。

### 【再発防止】

本年5月12日、経営トップが、「自由化された小売市場における事業者として、より価値の高いエネルギー供給サービスを、価格と品質による公正な競争を通じて実現すること」および「独占禁止法や電気事業法の行為規制などにおけるルール違反と決別し、再構築した体制のもと、事業運営に取り組むこと」を宣言し、以下の競争政策（独占禁止法）を遵守するシステムの再構築に向けた取組みを進めております。

- 競合他社との厳格な接触ルールや社内リニエンシー制度を定める規程の制定等の「社内規程等の整備」
- 他人任せ・上意下達の組織風土改革、コンプライアンス重視の再徹底および独占禁止法の正確な知識付与等の「教育・研修等の充実」
- 法律相談および内部通報制度の活用周知・制度充実等の「予防機能の強化」
- 第三者による定期的な監査の実施等の「監視機能の強化」

本事案に関するプレスリリース資料を当社ウェブサイトに掲載しております。  
[https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2023/pdf/20230412\\_1j.pdf](https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2023/pdf/20230412_1j.pdf)



## ○新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について

### 【経緯・事実関係】

昨年12月、関西電力送配電株式会社（以下、「関西電力送配電」という。）が管理していた当社以外の小売電気事業者のお客さまの情報（以下、「新電力顧客情報」という。）を当社社員が閲覧し、活用していたことが判明しました。

アンケートやヒアリング調査の結果、閲覧可能な状態であった特別高圧・高圧の13画面2帳票については、お客さまへの提案活動を目的とする新電力顧客情報の閲覧は行われておりませんでした。一方、低圧4画面については、お客さまへの提案活動を目的とする新電力顧客情報の閲覧が行われていたことが判明しました。

また、電力取引報の作成や検針票現地投函廃止ダイレクトメールを送付する際の各種データに、新電力顧客情報が含まれていたことが判明しました。その後、データへアクセスできない措置を講じ、情報漏洩の状態を解消しております。

これらの事案を受け、当社は4月17日に業務改善命令を受領し、5月12日に業務改善計画を策定・公表しました。

### 【原因・背景】

- 情報システム改修時の設計・検証および運用開始以降のモニタリング体制等が不十分であったことに加え、当該システムの信頼性を過信するあまり、設計の不備をこれまで発見することができませんでした。
- 小売全面自由化という大きな政策変更を伴う事業環境変化に対し、会社全体として意識面・行動面の対応が不十分であり、小売電気事業者間の公正な競争環境を確保するための仕組み作りを十分に行うことができていませんでした。
- 各職場におけるコンプライアンスの実践について、具体的な業務に落とし込むことが徹底できておらず、目の前のお客さま対応を優先する中で、仕事のやり方を見直すまでに至りませんでした。

### 【再発防止】

<託送情報に係る情報システムへの対応>

- 関西電力送配電が保有する託送情報に係る情報システムの共用状態を解消するため、情報システムの物理的分割等を実施します。

<ソリューション本部における主な対応>

- 業務運用および情報システムの総点検を実施するとともに、コンプライアンス研修や対話活動を通じて従業員の声を拾い上げる取組み、業務マニュアル・手順書の確認をはじめとした委託先へのフォロー等を継続します。

## <グループ全体の主な対応>

### [組織風土の改革]

- 社長を議長とする「組織風土改革会議」を新設し、全役員・全従業員が、自身の思いや気づきを上司や同僚と率直に語り合えるような組織風土を創り上げるとともに、一連の改革を統括し、推進してまいります。  
(具体的な実施内容)  
トップメッセージの発信や対話活動を通じた従業員の声の一元的な把握・分析と部門横断的な課題解決。

### [内部統制の強化]

- 内部統制の抜本的な強化に向けた取組みを一元的に推進する「コンプライアンス推進本部」を新設し、CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）のもと、グループ全体のコンプライアンス推進やリスクマネジメントに取り組んでまいります。  
(具体的な実施内容)  
内部統制部会を設置し、専門性を有するコーポレート部門と業務執行箇所の連携によるリスク管理計画を統括。実績把握・評価・改善を通じた関係法令遵守や不適切事案の未然防止に向けた取組みを推進。
- 経営監査室の体制充実・強化等を行うとともに、外部の知見（国際基準に基づく定期的な外部評価の実施等）も活用し、監査品質の向上を図ってまいります。

### [外部人材を活用した検証体制]

- 取締役会による特別監督（改革モニタリング）として、取締役会開催に併せて、一連の改革の達成状況の報告を義務付け、個別の取組状況についてもフォローアップし、追加対策等について助言・指導を行います。
- 監査委員会による特別監査として、法令等遵守状況に加え、定期的かつ必要に応じて、一連の改革の取組状況について、報告を求め、その実効性、浸透・定着度合いを監査します。

また、関西電力送配電においても、4月17日に業務改善命令を受領し、5月12日に業務改善計画を策定・公表しております。本計画に基づく諸施策等を着実に推進してまいります。

本事案に関するプレスリリース資料を当社ウェブサイトに掲載しております。  
[https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2023/pdf/20230512\\_1j.pdf](https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2023/pdf/20230512_1j.pdf)





(ご参考)

## 関西電力グループ中期経営計画 (2021-2025)

### ■ 関西電力グループの目指す姿

エネルギー、送配電、情報通信、生活・ビジネスソリューションを、改めて中核事業に据えその周辺に、その重なり合うところに、新たな価値を創出し続けます  
こうした取組みにより、様々な社会インフラ・サービスを提供するプラットフォームの担い手となり、お客さまと社会のお役に立ち続け、持続可能な社会の実現に貢献することを目指します

### ■ 目指す姿の実現に向けた取組みの柱

事業運営の  
大前提

#### ガバナンス確立とコンプライアンス推進

金品受取り問題等の反省に立ち、信頼回復に全力を尽くします

取組みの柱

#### KX : *Kanden Transformation*

- ① **ゼロカーボンへの挑戦**  
EX : *Energy Transformation* | 脱炭素化の潮流が世界規模で加速し、持続可能な社会の実現への貢献が期待されるなか、関西電力グループ「ゼロカーボンビジョン2050」の実現に向けた取組みを推進します
- ② **サービス・プロバイダーへの転換**  
VX : *Value Transformation* | 従来の大規模アセット中心のビジネスに留まらず、徹底してお客さま視点に立ち、ニーズや課題と向き合うことで、お客さまに新たな価値を提供し続ける企業グループに生まれ変わります
- ③ **強靱な企業体質への改革**  
BX : *Business Transformation* | コスト構造改革やイノベーション、デジタル化、そして働き方改革を加速します

### ■ 財務目標

	2021-2023年度	2025年度
経常利益	3カ年平均 <b>1,000億円</b> 以上	<b>2,500億円</b> 以上
FCF	3カ年平均 <b>▲500億円</b> 未満	<b>2,000億円</b> 以上
	<b>2021-2025年度合計で黒字化</b>	
自己資本比率	<b>20%</b> 以上	<b>23%</b> 以上
ROA (※)	3カ年平均 <b>1.5%</b> 以上	<b>3.5%</b> 以上

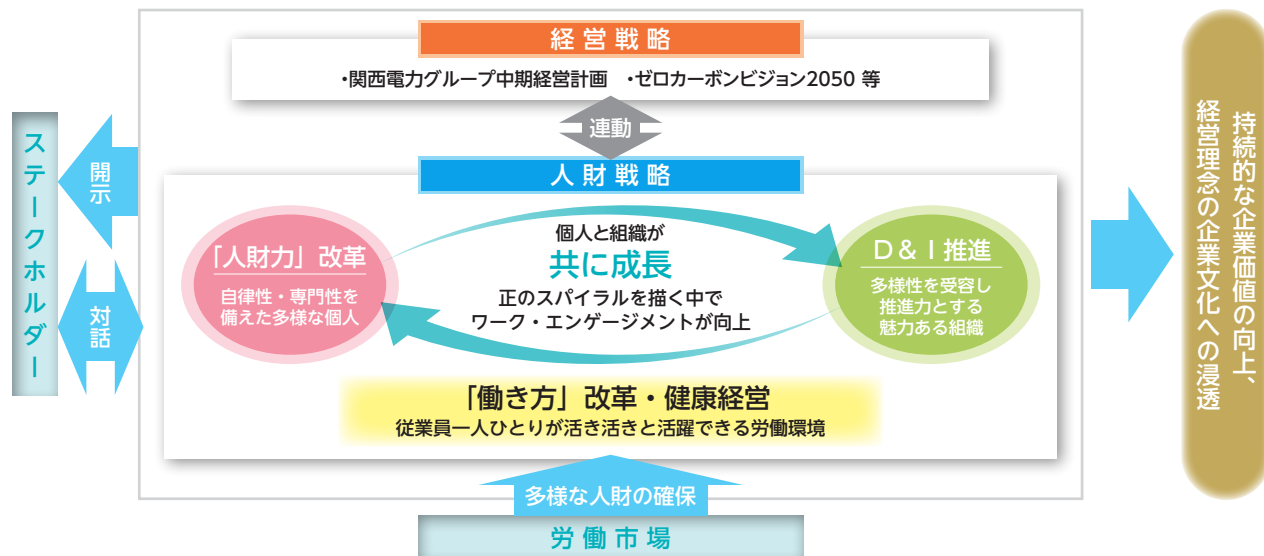
(※) ROA [総資産事業利益率] = 事業利益 [経常利益 + 支払利息] ÷ 総資産 [期首・期末平均]



(ご参考)

「人財基盤の強化」の全体像 ～人的資本経営の実践に向けて～

- 当社グループは、「働き方」改革・健康経営による労働環境の整備を土台として、「人財力」改革とD&I推進\*に取り組むことで、経営理念の大切な価値観である「公正・誠実・共感・挑戦」を体現しながら、個人と組織が共に成長する好循環を生み出していきます。  
\* [D & I] = 「ダイバーシティ&インクルージョン」
- これら人財戦略を経営戦略と連動させることで、中期経営計画の達成に貢献し、持続的な企業価値の向上、経営理念の企業文化への浸透を図っていきます。



人財基盤強化に関する各種施策 (主なインプット)	アウトプット (個人・組織の成長)	アウトカム (価値創造)
<b>「人財力」改革</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●経営戦略と連動した人財の「質・量」の確保</li> <li>●キャリア採用の新規チャネル開拓・強化</li> </ul>	多様な「個」の進化と多様性を推進力とする組織の構築  多様な「個」を支える職場環境の構築	イノベーション・新たな価値の創造  既存事業の生産性向上  <b>経営理念 Purpose &amp; Values の実現</b>
<b>D &amp; I 推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男性育児休職の方針策定、積極的な態勢</li> <li>●女性本人のキャリア意識向上および周囲の理解促進</li> </ul>		
<b>「働き方」改革・健康経営</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一人ひとりが生き活きと働くための環境づくり</li> <li>●従業員一人ひとりの健康意識の醸成</li> </ul>		
<b>事業活動の前提</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各職場の主体的な安全活動を支援する取組み</li> <li>●人権尊重の取組み</li> </ul>		

### (3) 設備投資の状況

a. 設備投資額	
エネルギー事業	2,473億円
送配電事業	1,362億円
情報通信事業	439億円
生活・ビジネスソリューション事業	451億円
内部取引消去	△ 69億円
設備投資総額	4,658億円

#### b. 主な設備の新增設工事等

	発 電 設 備	送 変 電 設 備
廃止	[火 力] 相生発電所 1、3号機 (各375,000kW)	—

### (4) 資金調達の状況

#### a. 社 債

発 行 額	償 還 額
1,761億円	501億円

#### b. 借入金

借 入 額	返 済 額
8,944億円	7,000億円

#### c. コマーシャル・ペーパー

発 行 額	償 還 額
7,310億円	8,790億円

## (5) 重要な子会社および関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
関西電力送配電株式会社	400.0億円	100.0%	一般送配電事業等
株式会社オプテージ	330.0	100.0	電気通信事業（個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス）、有線一般放送事業、小売電気事業、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ガス販売代行、ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保有を含めた運転保全サービス、電気事業
関電不動産開発株式会社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸、管理、不動産投資顧問業
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
関電プラント株式会社	3.0	100.0	火力・原子力発電設備の保全、工事
関電ファシリティーズ株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理
Next Power株式会社	1.0	100.0	マンション高圧一括受電サービス事業
株式会社KANSOテクノス	1.0	100.0	環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事
株式会社関電システムズ	0.9	100.0	情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング
関電サービス株式会社	0.7	100.0	電力営業・配電・用地・広報業務の受託、電柱広告
ケーイーフューエルインターナショナル株式会社	0.1	100.0	燃料の売買および輸送

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
* 日 本 原 燃 株 式 会 社	4,000.0億円	17.3%	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業
* 株 式 会 社 き ん で ん	264.1	35.8	電気・情報通信・環境関連工事
* 株 式 会 社 エ ネ ゲ ー ト	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、修理、取替および電気制御機器の製造、販売
* San Roque Power Corporation	0.13 (億フィリピンペソ)	50.0	フィリピンにおける水力発電事業

(注) 1. \*印は持分法適用の関連会社であり、他は全て連結子会社であります。  
2. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

## (6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

既報の保安伐採業務における不適切処理およびグループ会社における施工管理技術検定の実務経験不備の問題については、昨年コンプライアンス委員会等から調査報告書を受領しており、当社グループは、二度とこのような事態が起こらないよう再発防止策を徹底してまいります。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17億8,405万9,697株
- (2) 発行済株式の総数 9億3,873万3,028株
- (3) 株主数 29万1,158名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	116,823千株	13.08%
大 阪 市	68,287	7.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	52,645	5.89
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	27,462	3.07
神 戸 市	27,351	3.06
関 西 電 力 持 株 会	21,008	2.35
大 阪 市 高 速 電 気 軌 道 株 式 会 社	15,461	1.73
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	12,978	1.45
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	12,974	1.45
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4	11,947	1.34

(注) 出資比率は、自己株式（45,459,049株）を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社役員に交付した株式の区別合計は次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
執 行 役	36,070株	3名

- (注) 1. 執行役の対象には、取締役を兼務する執行役を含めております。
2. 当社の株式報酬は、執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントが付与し、退任時にポイントの累積額に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長 ( 社 外 )	榊 原 定 征	指名委員会委員長 報酬委員会委員	一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長 (株)シマノ 社外取締役 (株)産業革新投資機構 社外取締役取締役会議長 一般社団法人日本野球機構 会長
取 締 役 ( 社 外 )	沖 原 隆 宗	指名委員会委員 監査委員会委員	(株)三菱UFJ銀行 特別顧問 (株)オービックビジネスコンサルタント 社外取締役 一般社団法人日本ABC協会 会長
取 締 役 ( 社 外 )	小 林 哲 也	指名委員会委員 報酬委員会委員	近鉄グループホールディングス(株) 代表取締役会長 グループCEO (株)近鉄エクスプレス 取締役 (株)近鉄百貨店 取締役 近畿日本鉄道(株) 取締役 近鉄不動産(株) 取締役 KNT-CTホールディングス(株) 取締役 公益社団法人関西経済連合会 副会長
取 締 役 ( 社 外 )	佐々木茂夫	監査委員会委員	弁護士法人御堂筋法律事務所 客員弁護士 岩井コスモ証券(株) 社外取締役
取 締 役 ( 社 外 )	加賀有津子	報酬委員会委員	大阪大学大学院工学研究科 教授
取 締 役 ( 社 外 )	友 野 宏	監査委員会委員長	住友化学(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
取 締 役 ( 社 外 )	高 松 和 子	指名委員会委員 報酬委員会委員長	日立造船(株) 社外取締役
取 締 役 ( 社 外 )	内 藤 文 雄	監査委員会委員	神戸大学 名誉教授 甲南大学経営学部 教授

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 (代表執行役社長)	森 望		日本原子力発電(株) 取締役
取締役 (代表執行役副社長)	稲 田 浩 二		東洋テック(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
取締役 (代表執行役副社長)	西 澤 伸 浩		
取 締 役	杉 本 康	監査委員会委員 (常勤)	
取 締 役	島 本 恭 次	監査委員会委員 (常勤)	関西電力送配電(株) 監査役

- (注) 1. 当社は、社外取締役全員を、(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
2. 友野宏氏が社外取締役に就任している日本原燃(株)は、当社の特定関係事業者であります。その他、社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、開示すべき関係はありません。
3. 監査委員会委員内藤文雄氏は、学識経験者として、また、監査委員会委員杉本康氏は、当社執行役員経理室長および経理部門担当役員経験者として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、常勤の監査委員会委員として、杉本康氏および島本恭次氏を選定し、内部監査部門や会計監査人等との連携、社内の重要な会議等への出席等を行うことで、適時的確な情報把握等を行っております。また、これらの情報を他の監査委員会委員と共有したうえで議論・決定できる体制を構築することにより、監査委員会の監査・監督機能の強化を図っております。



## (2) 執行役の氏名等

地 位	氏 名	委嘱業務	重要な兼職の状況
代表執行役社長	森 望		日本原子力発電(株) 取締役
代表執行役副社長	稲 田 浩 二	エネルギー事業全般、 中間貯蔵推進担当、立地室担当	東洋テック(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
代表執行役副社長	松 村 孝 夫	原子力事業本部長	
代表執行役副社長	松 村 幹 雄	ソリューション本部長、国際事業本部長	
代表執行役副社長	西 澤 伸 浩	コーポレート業務全般、 行為規制担当、調達本部長、経理室担当	
執行役常務	内 藤 直 樹	エネルギー事業（東京）担当	
執行役常務	水 田 仁	原子力事業本部長代理（原子力安全・技 術、原子力発電、原子燃料）、 原子燃料サイクル室担当（原燃契約）	
執行役常務	多 田 隆 司	再生可能エネルギー事業本部長、 土木建築室担当	
執行役常務	高 西 一 光	エネルギー需給本部長、 火力事業本部長、研究開発室担当	
執行役常務	宮 本 信 之	人財・安全推進室担当、総務室担当	社会福祉法人かんでん福祉事 業団 理事長
執行役常務	安 藤 康 志	原子力事業本部長代理（原子力企画）	
執行役常務	荒 木 誠	経営企画室担当、水素事業戦略室担当、 IT戦略室担当	
執行役常務	榎 山 実 果	ソリューション本部長代理、 ガス事業本部長	
執行役常務	小 川 博 志	エネルギー・環境企画室担当、 原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）	
執行役常務	池 田 雅 章	コンプライアンス推進室担当、 広報室担当、経営監査室担当	

### (3) 取締役および執行役の報酬等の額

役員区分		報酬等の 総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】			対象となる 役員の員数 【名】
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬 (注1)	
取締 役	取締役 (社外取締役を除く)	72	72	0	0	2
	社外取締役	134	134	0	0	8
執行役		716	414	227	75	18 (注2)

- (注) 1. 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。  
 2. 「執行役」の対象となる役員の員数には、取締役を兼務する執行役の人数を含めております。  
 また、昨年6月28日開催の第98回定時株主総会の終結の時をもって退任した執行役3名も含めてお  
 ります。  
 3. 当事業年度の期末時点における取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額は、次のとおりであります。

氏名	地位 (期末時点)	報酬等の総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】		
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬(※)
森 望	取締役 代表執行役社長	72	41	24	7
稲田 浩二	取締役 代表執行役副社長	60	34	19	6
西澤 伸浩	取締役 代表執行役副社長	55	32	17	5
杉本 康	取締役	36	36	0	0
島本 恭次	取締役	36	36	0	0

(※) 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。

#### (4) 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針等

##### a. 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針

###### (報酬制度の方針および概要)

取締役および執行役の報酬は、会社法の規定に基づき、報酬委員会において決定しております。業務執行を担わない取締役の報酬については、その役割を踏まえ、基本報酬のみの構成としております。業務執行を担う執行役の報酬については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するよう、各執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬に加えて、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬および中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成し、その支給割合については、目安として「基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝6：3：1」となるよう、設定しております。

###### (報酬決定プロセス)

社外取締役のみで構成している報酬委員会において、「取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針」を定め、この方針に則り、取締役および執行役の個人別の報酬を決議しております。

また、報酬水準など、報酬に関する諸課題の検討に当たっては、外部機関のデータや他社状況などを活用しております。

##### b. 報酬体系（基本報酬、業績連動報酬、株式報酬）

###### (基本報酬)

当社の基本報酬は、各取締役および執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案して、役位に応じた基準額を支給しております。

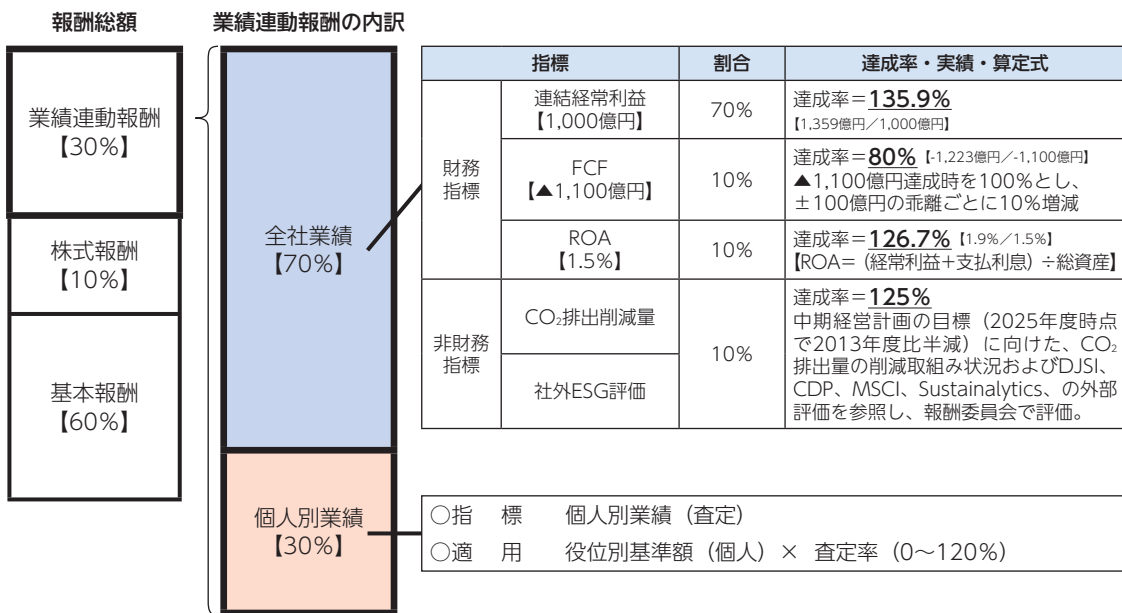
###### (業績連動報酬)

当社の業績連動報酬は、中期経営計画の財務目標に沿った各指標およびE S Gの取組実績を踏まえた全社業績と、各担当部門の取組実績を踏まえた個人別業績から構成しており、その支給額については、役位ごとの基準額に、目標に対する達成度合に応じて算定し、支給しております。

###### (株式報酬)

当社の株式報酬は、執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累積値に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

## 【業績連動報酬の具体的な算定方法】



- (注) 1. 業績連動報酬の役位別基準額（年額）
- |           |         |
|-----------|---------|
| 取締役執行役社長  | 2,280万円 |
| 取締役執行役副社長 | 1,740万円 |
| 執行役副社長    | 1,610万円 |
| 執行役常務     | 1,170万円 |

2. 全社業績は、業績の達成度に応じて0～150%の範囲で変動する。  
3. 個人別業績は、個人別の成果などに応じて0～120%の範囲で変動する。

なお、執行役社長は個人別業績を適用せず、全社業績の割合を100%とする。

## (5) 取締役会および各委員会の活動状況

### a. 取締役会の活動状況

- ・ 当社の取締役会は独立社外取締役が議長を務め、また、取締役13名のうち8名を独立社外取締役で構成しています。
- ・ 取締役会では、法令および取締役会規則に基づき、株主総会議案や各委員会の構成、執行役人事、役員人事措置等、当社グループの経営に関わる重要事項等について決議しております。また、新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の問題に関する取組みの進捗状況、事業ポートフォリオ、四半期ごとの決算を含む中期経営計画の進捗状況、内部統制に関する運用状況等について定期的に報告を受け、審議を行っております。
- ・ 上記の決議および審議を行うに当たって、取締役会議論の充実およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、当事業年度は、取締役による意見交換会を3回、独立社外取締役のみで構成する会合を1回、取締役および執行役による役員合同研修会を1回開催し、当社の経営課題や将来的な成長戦略の方向性等について幅広く議論しております。これらの意見交換会や会合等を通じて得た意見を経営や以降の取締役会議論に反映しております。
- ・ 独立社外取締役は、取締役会議題等の事前説明、原子力発電所をはじめとする第一線職場の視察、従業員との対話等、年間を通じて、積極的に当社の状況把握に努めております。

### b. 各委員会の活動状況

#### (a) 指名委員会

- ・ 指名委員会の委員長および委員全員が独立社外取締役です。
- ・ 当委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定、取締役の選任方針の決定を行うほか、執行役社長の後継者計画の内容および育成プロセスや顧問の委嘱等について、審議を行います。
- ・ 当事業年度、重点的に審議・意見交換を行った事項には、以下を含みます。
  - ✓ 執行役社長の後継者計画の運用と後継者候補の育成
  - ✓ 本株主総会に提案する取締役人事
  - ✓ 社外取締役の後継者計画
  - ✓ 役員人事措置の内容

#### (b) 報酬委員会

- ・ 報酬委員会の委員長および委員全員が独立社外取締役です。
- ・ 当委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に関する方針の決定、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定を行うほか、顧問の報酬等について、審議を行います。
- ・ 当事業年度、重点的に審議・意見交換を行った事項には、以下を含みます。
  - ✓ 他社の役員報酬水準や報酬方針の動向等に係る調査結果を踏まえた当社役員報酬のあり方
  - ✓ 業績連動報酬の仕組みや目標設定（E S G関連指標の導入を含む）

## (c) 監査委員会

- ・ 監査委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員 6 名のうち 4 名が独立社外取締役です。
- ・ 当委員会は、取締役会で決定した当社グループの経営に関わる重要事項等を踏まえた監査計画を策定し、当社グループの事業活動が適法・適正に行われているか、また、リスクの防止と企業価値の向上に向けて適切・妥当な意思決定や業務執行が行われているか、との観点から監査を行うとともに、監査委員会委員間での審議、取締役会や執行側への報告、意見表明等を行います。
- ・ 当事業年度、重点的に行った監査等の事項には、以下を含みます。
  - ✓ コンプライアンス、ガバナンス強化に向けた取組状況
  - ✓ 中期経営計画に基づく取組状況
  - ✓ 第一線職場との対話
  - ✓ 金品受取り問題および役員退任後の囑託等の報酬に関する問題について、当社が提起した旧役員を被告とする損害賠償請求訴訟の対応

## (6) 当事業年度の取締役会等の実効性評価結果

当社は、取締役会や指名・報酬・監査委員会の機能向上のため、毎年、取締役会等の実効性評価を実施し、取締役会運営をはじめとするコーポレート・ガバナンスの改善を図っております。

### a. 昨年度の実効性評価結果に基づく主な課題と当事業年度の主な取組み

昨年度の主な課題	当事業年度の主な取組み
①社外取締役と経営陣とのコミュニケーション機会の充実	取締役による意見交換会や、全取締役・執行役を対象とする研修会を実施する等、社外取締役と経営陣のインフォーマルなコミュニケーション機会を積極的に設定し、相互理解の向上を図るとともに、事業ポートフォリオや中期経営計画等に関する中長期的な重要テーマに係る議論を充実させました。
②中長期的な重要テーマに係る議論のさらなる充実	
③取締役会による各監査機能に対する監督等のあり方	取締役会と監査委員会の関係性に係る認識共有の場の設定、内部監査部門等との意見交換の充実等を通じ、取締役会等の監督機能の実効性向上を図りました。
④役員トレーニングのあり方、実施状況の確認	役員トレーニングの実施状況や今後の方向性を取締役会に報告し、適宜、取締役会の意見を反映させる等、役員トレーニングに対する取締役会の監督を強化しました。
⑤取締役会の構成のさらなる向上	本株主総会に提案する取締役候補者の選定を含むボードサクセッションについて、ジェンダー、年齢、職歴等の多様性を踏まえた構成となるよう、継続的に指名委員会で議論を行いました。

### b. 当事業年度の実効性評価の概要と結果

評価・分析方法	評価項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者機関を活用した、全取締役対象のアンケート（5段階評価＋自由記述）により、取締役会等の実効性に関する調査を実施</li> <li>第三者機関による調査結果の分析を踏まえ、取締役会等の実効性について、本年4月27日開催の取締役会にて審議・評価</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会の役割・機能</li> <li>2. 業務改善計画の取組状況</li> <li>3. 取締役会の構成・規模</li> <li>4. 取締役会の運営</li> <li>5. 指名・報酬・監査委員会の運営</li> <li>6. 社外取締役の役割・サポート体制</li> <li>7. 株主・投資家等との関係</li> <li>8. 昨年度の主な課題に対する改善状況</li> </ol>



## 当事業年度の調査結果の総評

取締役会の強みとして、取締役会の役割である「経営戦略等の中長期的な重要テーマに関する議論が充実している」こと、およびそれを支える「十分な情報提供、審議時間確保等の適切な取締役会運営や取締役会の人数規模」が挙げられ、また、指名・報酬・監査委員会に共通した強みとして「アジェンダセットや十分な情報提供等の適切な運営」を挙げる分析結果を確認しております。

また、昨年度の主な課題に対する改善状況について「概ね改善している」との結果を得ており、取締役会等の実効性が着実に向上していることを確認しております。

一方、「（ご参考）コンプライアンスに関わる不適切な事案の詳細について（59頁から62頁）」に記載の事案等の発生を受けて、「組織風土改革やコンプライアンス推進の状況」が課題である分析結果も確認しております。当社グループは、コンプライアンスの徹底を一人ひとりが「自分事」として真摯に向き合い、かつ、実践する組織風土の改革を断行するとともに、グループ全体の内部統制を抜本的に強化してまいります。取締役会は、これらを中心とする執行側の取組みに対して、より一層監督機能を発揮し、継続的に実効性向上に努めてまいります。

今後の主な課題	今後の対応の方向性
①組織風土改革・コンプライアンス強化に向けたさらなる取組み	緊急対策本部の取組状況、内部通報制度を含む内部統制の整備・運用状況等に関する報告内容・審議時間を充実させ、取締役会等がさらに監督機能を発揮し、組織風土改革・コンプライアンス強化を強力に推進してまいります。
②取締役会による指名・報酬委員会への監督のあり方	指名・報酬に関して取締役会が監督すべき事項等について、取締役会で認識を共有し、十分な取締役会報告を行うことで、取締役会の監督機能の向上を図ります。
③株主・投資家等への情報開示・説明	重要事項に関する情報開示のあり方や情報発信の機会に関して、株主・投資家等の目線で取締役会がさらに監督機能を発揮し、株主・投資家等との適切な関係構築を図ります。
④取締役会の構成のさらなる向上	将来の経営環境を踏まえた、あるべき取締役会の構成について、指名委員会において継続して議論してまいります。

## (7)当事業年度における社外役員の主な活動状況

### a. 取締役会等の活動状況

氏名	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
榊原定征	◎100% (14/14回)	◎100% (7/7回)	100% (2/2回)	
沖原隆宗	100% (14/14回)	100% (7/7回)	100% (1/1回)	100% (11/11回)
小林哲也	79% (11/14回)	71% (5/7回)	100% (2/2回)	
佐々木茂夫	100% (14/14回)			100% (15/15回)
加賀有津子	93% (13/14回)		100% (2/2回)	100% ( 4/ 4回)
友野宏	100% (14/14回)			◎100% (15/15回)
高松和子	100% (14/14回)	100% (7/7回)	◎100% (1/1回)	
内藤文雄	100% (14/14回)			100% (15/15回)

- (注) 1. 小数点以下第1位を四捨五入、出席回数／在任中の開催回数  
2. ◎は議長または委員長

### b. 社外取締役の主な活動状況

氏名	主な活動状況
榊原定征	<p>グローバルに事業展開する東レ(株)の要職に加え、一般社団法人日本経済団体連合会会長として得た豊富な経営経験と、ガバナンスやエネルギー政策等に関する高い識見を活かし、取締役会議長として、議題の選定や議論時間を十分に確保する議事運営を主導するとともに、エネルギー政策の動向を踏まえたゼロカーボン戦略の方向性、海外事業者との新規事業参入におけるリスクマネジメントや事業ポートフォリオのあり方に関して積極的に意見提起するなど、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、指名委員会委員長および報酬委員会委員を務め、指名委員会委員長としては、「執行役社長の後継者計画の運用と後継者候補の育成」や「社外取締役の後継者計画」などに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、取締役による意見交換会や独立社外取締役のみで構成する会合のリード役を務め、取締役間の活発な意見交換・情報共有に尽力しているほか、会長として、第一線職場従業員や機関投資家等と積極的に対話し、建設的な意見交換を重ねるなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>

氏名	主な活動状況
沖原 隆宗	<p>グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱UFJフィナンシャル・グループの要職を歴任し、経営者としての豊富な経験に基づき、ソリューションサービスや新規事業における推進体制、情報セキュリティ対策に関して積極的に意見提起するなど、幅広い経営的視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、指名委員会および監査委員会の各委員を務め、指名委員会委員としては、「執行役社長の後継者計画の運用と後継者候補の育成」や「社外取締役の後継者計画」などについて、有益な意見を述べており、持続的な経営体制の強化に貢献しております。また、監査委員会委員として、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役ににおいて有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>
小林 哲也	<p>鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開している近鉄グループにおいて要職を歴任し、社会インフラを担う企業における経営者としての豊富な経験に基づき、地域活性化のためのソリューションサービスの展開や国・自治体等との連携のあり方に関して積極的に意見提起するなど、幅広い経営的視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、指名委員会および報酬委員会の各委員を務め、指名委員会委員としては、「執行役社長の後継者計画の運用と後継者候補の育成」や「社外取締役の後継者計画」などについて、また、報酬委員会委員としては、「グループ会社役員の報酬のあり方」などについて、有益な意見を述べており、持続的な経営体制の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、自身の経営者としての経験を踏まえ、組織風土改革の取組みに関して実務的なアドバイスをを行い、具体的取組みを紹介するなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>
佐々木 茂夫	<p>大阪高等検察庁検事長その他要職を歴任し、現在は弁護士として活躍しており、また、他の会社の社外役員にも就任するなど、法曹や経営監督における豊富な経験に基づき、法制度の改正に伴う対応や中長期的な事業推進におけるリスク、当社のガバナンス体制の留意事項等に関して積極的に意見提起するなど、コンプライアンスを重点としつつ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査委員会委員を務め、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役ににおいて有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>

氏名	主な活動状況
加賀有津子	<p>民間企業における経験を経て、現在はまちづくりや都市計画などの分野で、大阪大学大学院教授として活躍しており、ソリューションサービスの推進に向けたスマートシティの検討・加速に関して積極的に意見提起するなど、学識経験者として幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、報酬委員会委員を務め、「非財務指標のあり方」などについて有益な意見を述べ、持続的な経営体制の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>
友野 宏	<p>グローバルに事業を展開する日本製鉄㈱の要職を歴任し、経営者としての豊富な経験に基づき、技術開発やイノベーション活動の促進および原子力の安全対策、海外事業者との新規事業参入におけるリスクマネジメントに関して積極的に意見提起するなど、幅広い経営的視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査委員会委員長としては、監査委員会の「監査報告書の作成」や「監査計画の策定」などに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。さらに、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>
高松和子	<p>公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、グローバルに事業を展開するソニー㈱（現・ソニーグループ㈱）の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、ダイバーシティに関する高い識見に加え、経営者としての豊富な経験に基づき、顧客をはじめとしたステークホルダーの視点での情報開示のあり方や、生産性向上に資する雇用や人材登用のあり方に関して積極的に意見提起するなど、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、報酬委員会委員長および指名委員会委員を務め、報酬委員会委員長としては、「2023年度役員報酬の方向性」などに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>

氏名	主な活動状況
内藤文雄	<p>財務会計、監査業務、コーポレート・ガバナンスなどの分野における学識経験者としての専門的知見を生かし、内部統制システムの構築・運用・改善状況や、各事業の推進に係るリスク判断のあり方、投資額の妥当性、財務健全性の維持・向上に関して積極的に意見提起するなど、財務会計をはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査委員会委員を務め、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うほか、内部統制システムの構築・運用やリスク管理などに関して担当部署等と積極的に意見交換を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>

(注) 当社の社外取締役である榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏は、下記の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に対し、取締役会および所属する委員会等において、日頃からガバナンスおよびコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行うとともに、再発防止に向けた取組みの実行状況の検証等に当たって提言を行うなど、その職責を果たしております。

①金品受取り問題に係る発注プロセス等に関する指摘について

当社は、昨年4月、コンプライアンス委員会から、金品受取り問題に係る当時の個別の発注プロセス等において、コンプライアンス上の問題があった旨の指摘を受けました。

②特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について

当社は、本年3月30日、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する公正取引委員会による調査の結果、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたと認定されました。

③新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について

昨年12月、関西電力送配電株式会社が管理していた当社以外の小売電気事業者のお客さまの情報を当社社員が閲覧し活用していたことが判明しました。

※②③の事案の経緯、原因および再発防止については、「(ご参考) コンプライアンスに関わる不適切な事案の詳細について (59頁から62頁)」をご参照ください。

## (8) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## (9) 補償契約の内容の概要

当社は、前記「(1) 取締役の氏名等」および「(2) 執行役の氏名等」に記載の各取締役および各執行役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。

なお、役員職務執行の適正性を確保するため、以下の措置を講じております。

- ①会社法第430条の2第1項第1号で定める費用（弁護士費用等の争訟費用）について、法令の定める範囲内において補償することとしており、同項第2号に定める損失（職務の執行に関し、第三者に生じた損害に対する賠償費用および和解に基づく費用）については、補償の対象外としております。
- ②当社が役員に対して当該役員の責任追及のために訴訟を提起した場合については、補償の対象外としております。
- ③補償契約締結前の役員職務執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、責任追及に係る請求を受けた場合については、補償の対象外としております。
- ④株主による責任追及等の訴えにおいて、会社が補償を行った後に、役員が敗訴が確定し、かつ、当該役員に悪意・重過失が認められる場合は、取締役会の決定により当該役員に対して当社が支払った補償の返還請求を行うことができることとしております。

## (10) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（取締役、執行役、執行役員、監査特命役員ならびに子会社である関西電力送配電株式会社の取締役、監査役、執行役員および理事）が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合はてん補の対象外とすること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。



## 4 取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

当該体制に関する取締役会の決議内容および当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

### (1) 当該体制に関する取締役会の決議内容

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

#### a. 取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社の機関設計を採用するとともに、外部の客観的な視点を重視し、株主総会から経営の負託を受けた取締役会、ならびに指名委員会、報酬委員会および監査委員会の法定3委員会を、それぞれ過半数の独立社外取締役から構成することに加え、取締役会議長および法定3委員会の委員長を独立社外取締役からそれぞれ選定する。また、執行役会議および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行う。

取締役および執行役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従い、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営計画等の経営の基本方針について審議・決定するとともに、経営の基本方針に基づく業務執行の決定については、原則として執行役に委任し、報告を受け、執行役を監督する。

また、コンプライアンスに係る監督機能強化のため、取締役会直下の委員会として、委員長を社外有識者とし過半数を社外委員で構成するコンプライアンスに係る委員会を設置する。同委員会は、コンプライアンスに係る基本方針や、取締役および執行役に関する問題事象の対処方針など特に重要なものについて、審議・承認するとともに、社長等執行役に対して必要に応じ直接指導、助言、監督し、取締役会に定期的に報告を行う。取締役および執行役は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負い、報告先はコンプライアンスに係る委員会および取締役会議長とする。

監査委員会は、取締役・執行役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行うとともに、監査の状況・結果について取締役会に報告する。また、必要に応じて執行役等に対して助言又は勧告を行う。監査委員は、執行役会議などの重要な会議体に出席し、執行役から経営上の重要事項に関する説明を聴取する。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

#### b. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

#### c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

#### d. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。



また、重要な業務の執行に関する事項について、全ての執行役により構成する執行役会議において、原則として毎週審議する。

e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

執行役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、サステナビリティに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求める。加えて、当社グループのコンプライアンスに係る推進機能を担う組織を設置し、コンプライアンスに係る委員会の指導、助言、監督を受けることを通じて、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人および社外の関係者から、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置する。使用人は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負う。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

執行役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

(a) 執行役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。

(b) 執行役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制およびリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言・指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

(c) 執行役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。

(d) 執行役は、子会社に対して、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、サステナビリティに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させる。加えて、当社グループのコンプライアンスに係る推進機能を担う組織を設置し、コンプライアンスに係る委員会の指導、助言、監督を受けることを通じて、子会社の取締役および使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。

また、子会社の取締役および使用人から、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について通報を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置する。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させる。

g. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

執行役は、監査委員会の求めに応じて、監査委員および監査委員会の職務を補助するために、監査実務、監査委員会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。また、監査委員会の職務を補助する使用人として、監査特命役員を置くことができることとする。

h. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員および監査委員会の職務を補助する使用人および専任組織は、監査委員会直轄とする。また、当該組織の使用人は、監査委員会の指示に従うとともに、執行役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査委員会の意向を尊重する。

- i. 監査委員会への報告に関する体制  
取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人または子会社のこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査委員会に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査委員会に報告する。
- j. 監査委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
執行役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査委員会に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。
- k. 監査委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
執行役は、社内規程に基づき、監査委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理等については、これを措置する。
- l. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役、執行役および使用人は、監査委員会による監査に協力するとともに、監査委員会の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。
- m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項  
執行役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。また、社外の有識者の参加も得た内部監査に係る委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。

## (2) 当該体制の運用状況の概要

- a. 取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
当社は、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、外部の客観的な視点を重視し、株主総会から経営の負託を受けた取締役会、ならびに指名委員会、報酬委員会および監査委員会の法定3委員会を、それぞれ過半数の独立社外取締役から構成しており、取締役会議長および法定3委員会の委員長を独立社外取締役からそれぞれ選定している。また、執行役会議および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行っている。  
取締役および執行役は、経営の基本的方向性や行動の規範に従い、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践している。  
取締役会は、2022年度中に14回開催し、経営計画等の経営の基本方針について審議・決定するとともに、経営の基本方針に基づく業務執行の決定については、原則として執行役に委任し、報告を受け、執行役を監督している。また、コンプライアンスに係る監督機能強化のため、取締役会直下の委員会として、委員長を社外有識者とし過半数を社外委員で構成するコンプライアンス委員会を設置している。同委員会は、2022年度中に10回開催し、コンプライアンスに係る基本方針や、取締役および執行役に関する問題事象の対処方針など特に重要なものについて、審議・承認するとともに、社長等執行役に対して必要に応じ直接指導、助言、監督し、取締役会に定期的に報告を行っている。  
加えて、企業経営の刷新に向け、取締役および執行役等が自らを磨き格別に高い行動規範を堅持するため、コンプライアンス委員会からの提言を踏まえてトレーニングを強化し、コンプライアンス・ガバナンスに関する研修を実施している。取締役および執行役就任時の研修については、就任に当たっての心得や法的責任等に関する研修を実施している。  
取締役および執行役は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負い、コンプライアンス委員会および取締役会議長に報告することとしている。  
監査委員会は、取締役・執行役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行うとともに、監査の状況・結果について取締役会に報告している。また、必要に応じて執行役等に対して助言または勧告を行っている。監

- 査委員は、執行役会議などの重要な会議体に出席し、執行役から経営上の重要事項に関する説明を聴取している。
- また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行っている。
- b. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 執行役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理している。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 執行役は、事業活動に伴うリスクについて、各部門が自律的にリスクを評価して、必要な対策を実施し、部門横断的なリスクについては、リスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所がリスク管理に係る方針、計画等を策定するとともに、業務執行箇所のリスク管理状況を把握、評価し、日常的な支援を行っている。
- また、「関西電力グループ リスク管理規程」および「リスク管理委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を2022年度中に3回開催し、全社的な視点でリスク管理状況を把握、評価するとともに、取締役会・執行役会議に報告している。
- d. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 執行役は、会社の組織、機構、業務分掌、職位およびそれらの運用について定める「職制規程」ならびに各職位の職責、権限およびそれらの運用について定める「職責権限規程」に基づいて業務運営の責任体制を明確にするるとともに、権限の配分、行使を適切な範囲で行い、効率的な体制を構築している。
- また、執行役は、2022年度中に執行役会議を48回開催し、重要な業務の執行に関する事項について審議するとともに、必要な報告などを行うことにより効率的な意思決定を行っている。
- e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 執行役は、「サステナビリティ推進会議規程」に基づき、サステナビリティ推進会議を2022年度中に5回開催し、サステナビリティ活動計画の審議・策定を行い、それに基づき各組織において自律的な取組みを展開するとともに、サステナビリティの浸透状況について確認を行っている。また、執行役等は、従業員とのコミュニケーションの機会等を通じて、全てのステークホルダーのみなさまに誓った社長宣誓や、経営理念等に込めた思いを自らの言葉で伝え浸透を図るとともに、社長宣誓を意識した行動を実践している。さらに、当社グループのコンプライアンスに係る推進機能を担う組織を設置し、コンプライアンス委員会の指導、助言、監督を受けることを通じて、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保している。加えて、法令遵守意識を醸成・徹底するため、企業倫理の専門家であるコンプライアンス委員会の社外委員監修のもと、コンプライアンスについて能動的に考える討議型の研修を実施している。
- また、使用人および社外の関係者から、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置している。使用人は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負っており、その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保している。
- f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 執行役は、子会社の経営層と、定期的な会議を通して、子会社の経営状況等についてコミュニケーションを行うとともに、四半期ごとに決算実績について報告を受けている。
- 子会社の事業活動に伴うリスクについては、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握を行うとともに、子会社のリスク管理状況について確認し、リスク管理委員会で報告を受けている。また、専門性を備えたリスク分野ごとの管理箇所が、定期的開催する会議等を通して、子会社に日常的な助言・指導を行っている。
- 子会社に対し、経営の基本的方向性や行動の規範について、サステナビリティに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、業務の適正確保に必要なサステナビリティ、コンプライアンス、組織および権限に係る規程の整備状況を確認している。
- コンプライアンス相談窓口を社内外に設置し、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について申

し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させている。

g. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

執行役は、執行部から独立した組織として監査委員会室を設置し、監査委員会室は14名のスタッフにより監査計画に基づく監査実務、監査委員会の運営等を実施している。また、監査委員会の職務を補助する使用人として、監査特命役員2名を置いている。

h. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査委員会直属の監査業務専任のスタッフについて、執行役の指揮命令を受けず、また、その評価・異動等は監査委員会の意向が尊重されているなど、執行役からの独立性を確保している。

i. 監査委員会への報告に関する体制

当社は、「監査委員会監査の実効性確保に関する規程」に基づき、経営・業績に係る重要事項、社内外への開示事項等につき、監査委員会に報告を行っている。

j. 監査委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役は、社内規程を整備し、不利な取扱いの排除を確保している。また、子会社の不利な取扱いの排除につき、全ての子会社において規程化されていることを確認している。

k. 監査委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

執行役は、監査業務に必要な費用を確保している。

l. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査委員会監査の実効性確保に関する規程」等の社内規程に基づき、監査委員会または監査委員会スタッフの監査に係る調査に協力している。

主要な委員会等については、委員会事務局が都度、常勤監査委員等に開催案内を送付し、委員会等の資料・議事録の提供などを適切に行っている。常勤監査委員等は、委員会に都度出席し、審議状況を聴取し、必要に応じて意見を述べている。

m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

執行役は、内部監査の専任組織として経営監査室を設置し、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を監査しており、その結果については、半期ごとに、社外有識者3名を含む経営監査委員会の審議を経て、取締役会・執行役会議に報告している。

特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反や新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等のコンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでおり、それらの原因を踏まえると、内部統制の運用において不十分な点があったと考えております。

今後も発生しうる様々な環境変化とリスクに確実に対応するべく、内部統制の抜本的強化に全力で取り組んでまいります。

※上記事案の経緯、原因および再発防止策については、「(ご参考)コンプライアンスに関わる不適切な事案の詳細について(59頁から62頁)」をご参照ください。



連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,509,794</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,317,416</b>
<b>電 気 事 業 固 定 資 産</b>	<b>3,591,167</b>	社 債	1,600,020
水 力 発 電 設 備	300,579	長 期 借 入 金	2,577,807
汽 力 発 電 設 備	260,956	債 務 保 証 損 失 引 当 金	1,844
原 子 力 発 電 設 備	903,806	退 職 給 付 に 係 る 負 債	362,293
送 電 設 備	750,850	資 産 除 去 債 務	534,566
変 電 設 備	425,872	繰 延 税 金 負 債	7,547
配 電 設 備	817,989	そ の 他 の 固 定 負 債	233,336
業 務 設 備	113,216	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,592,212</b>
その他の電気事業固定資産	17,896	1年以内に期限到来の固定負債	518,324
<b>そ の 他 の 固 定 資 産</b>	<b>959,936</b>	短 期 借 入 金	155,520
<b>固 定 資 産 仮 勘 定</b>	<b>850,237</b>	コマーシャル・ペーパー	162,000
建設仮勘定及び除却仮勘定	625,078	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	189,699
原子力廃止関連仮勘定	45,123	未 払 税 金	40,461
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	180,035	そ の 他 の 流 動 負 債	526,206
<b>核 燃 料</b>	<b>494,026</b>	<b>引 当 金</b>	<b>25,013</b>
装 荷 核 燃 料	72,327	渴 水 準 備 引 当 金	25,013
加 工 中 等 核 燃 料	421,698	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,934,642</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,614,426</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,617,548</b>
長 期 投 資	510,004	資 本 金	489,320
関 係 会 社 長 期 投 資	663,358	資 本 剰 余 金	66,854
繰 延 税 金 資 産	347,250	利 益 剰 余 金	1,158,895
そ の 他 の 投 資 等	120,232	自 己 株 式	△ 97,522
貸 倒 引 当 金 ( 貸 方 )	△ 26,421	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	171,233
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,264,630</b>	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	88,867
現 金 及 び 預 金	266,961	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	34,276
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	404,623	為 替 換 算 調 整 勘 定	48,811
棚 卸 資 産	251,514	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 722
そ の 他 の 流 動 資 産	344,811	非 支 配 株 主 持 分	51,001
貸 倒 引 当 金 ( 貸 方 )	△ 3,281	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,839,782</b>
<b>合 計</b>	<b>8,774,425</b>	<b>合 計</b>	<b>8,774,425</b>

## 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	4,003,940	営業収益	3,951,884
電気事業営業費用	3,176,154	電気事業営業収益	2,993,385
その他事業営業費用	827,785	その他事業営業収益	958,498
営業損失	(52,056)		
営業外費用	50,949	営業外収益	96,340
支払利息	24,324	受取配当金	18,793
その他の営業外費用	26,625	受取利息	2,145
		持分法による投資利益	23,331
		その他の営業外収益	52,069
当期経常費用合計	4,054,890	当期経常収益合計	4,048,224
当期経常損失	6,666		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 837		
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 837		
税金等調整前当期純損失	5,828		
法人税等	△ 26,643		
法人税等	10,793		
法人税等調整額	△ 37,436		
当期純利益	20,814		
非支配株主に帰属する当期純利益	3,134		
親会社株主に帰属する当期純利益	17,679		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

関西電力株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野出唯知
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥野孝富

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および執行役ならびに使用人等からの構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、オンラインによる手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等および有限責任監査法人トーマツから、両者の協議の状況ならびに当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき重大な事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、電気事業法違反事案および独占禁止法違反事案が判明しており、取締役および執行役による再発防止等の対応状況を監視・検証してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

2023年5月15日

関西電力株式会社 監査委員会

監査委員長 友野 宏

監査委員 沖原 隆宗

監査委員 佐々木 茂夫

監査委員 内藤 文雄

監査委員（常勤） 杉本 康

監査委員（常勤） 島本 恭次

(注) 監査委員長友野宏、監査委員沖原隆宗、同佐々木茂夫、および同内藤文雄は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内



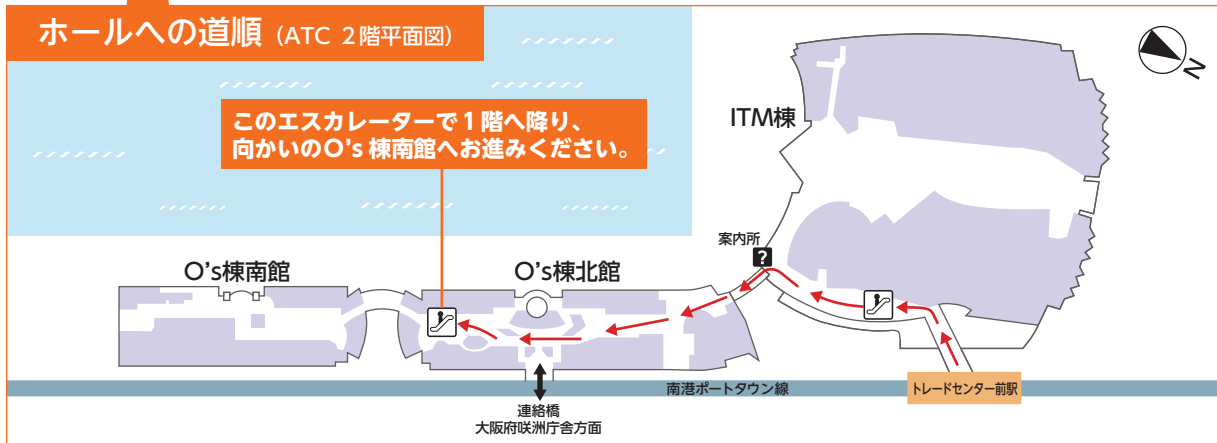
## 会場

**ATCホール** 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

## 交通のご案内

- Osaka Metro南港ポートタウン線(ニュートラム)  
「トレードセンター前」駅下車 徒歩約5分
- 「トレードセンター前」駅までの主要アクセス
  - (1) JRをご利用の場合(大阪・天王寺方面から)  
JR大阪環状線「弁天町」駅下車→Osaka Metro中央線  
「弁天町」駅にて乗り換え→「コスモスクエア」駅下車→  
Osaka Metro南港ポートタウン線に乗り換え→  
「トレードセンター前」駅下車
  - (2) Osaka Metroをご利用の場合(梅田・なんば方面から)  
「本町」駅にてOsaka Metro中央線に乗り換え→  
「コスモスクエア」駅下車→  
Osaka Metro南港ポートタウン線に乗り換え→  
「トレードセンター前」駅下車

## ホールへの道順 (ATC 2階平面図)



※当日は駐車場、駐輪場はご用意しておりませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

